

人事委員会年報

(令和6年度)

広島県人事委員会事務局

目 次

第1 人事委員会の運営

1 人事委員会の開催状況	1
2 人事委員会規則の制定・改廃	6
3 条例案に対する意見	8
4 人事委員会主要行事	9

第2 任用関係業務

1 職員の採用	10
（1）職員採用試験等の実施状況	10
（2）主な採用試験日程及び試験会場	14
（3）受験資格等	15
（4）採用選考の状況	16
（5）広報活動等	16
（6）採用試験における危機管理	17
2 職員の昇任	18

第3 給与関係業務

1 職員給与の実態	19
（1）職員の給料表別人員、平均年齢及び平均経験年数並びに学歴別及び性別人員構成比	19
（2）職員の平均給与月額	19
2 職種別民間給与実態調査	20
（1）調査の目的及び調査対象事業所等	20
（2）職員給与と民間給与との比較	20
3 職員の給与に関する報告及び勧告	22
（1）職員の給与に関する報告	22
（2）勧告（内容抜粋）	24
（3）人事行政における当面の諸課題に関する報告	28
4 職員の給与制度改定の動き	34

第4 審査関係業務

1 公平審査	35
（1）不利益処分に関する審査請求	35
（2）勤務条件に関する措置の要求	35
2 職員からの苦情相談	36
3 職員団体等	37
（1）職員団体の登録	37
（2）管理職員等の範囲の指定	38
4 労働基準監督機関としての職権行使	44

人事委員会の運営

第1 人事委員会の運営

1 人事委員会の開催状況（令和6年度）

令和6年度の人事委員会は27回開催され、その内容は次のとおりである。

回	開催年月日	付 議 事 項 等
第1回	6. 4. 5 (金)	〔付議事項〕 1 管理職員等の範囲を定める規則の一部改正について（受託分） 〔報告事項〕 1 令和6年度広島県職員採用試験（大学卒業程度（早期卒 総合土木））の申込者数について 2 令和5年度職員による苦情相談の概要について 3 令和6年度人事委員会事務局事務概要について
第2回	6. 4. 22 (月)	〔付議事項〕 1 令和6年度全国人事委員会連合会役員会の議案に係る同意について 〔報告事項〕 1 令和6年度第1回広島県警察官採用試験の申込者数について 2 令和6年職種別民間給与実態調査について
第3回	6. 5. 23 (木)	〔付議事項〕 1 広島県の機関に勤務していた者の採用（再採用）に係る採用選考基準等の改正について 2 任期付職員（デジタル人材）の募集について 〔協議事項〕 1 令和6年度人事委員会開催日程（案） 〔報告事項〕 1 令和6年度広島県職員採用試験（大学卒業程度（早期卒 総合土木））の第1次試験合格者について 2 令和6年度第1回広島県警察官採用試験の第1次試験合格者について 3 令和6年度広島県職員採用試験（大学卒業程度）の試験区分及び採用予定人員等について 4 令和6年度広島県職員採用試験（第1回社会人経験者）の試験区分及び採用予定人員等について 5 令和6年度広島県職員採用試験（短大卒業程度（総合土木））の採用予定人員等について 6 令和6年度広島県職員採用試験（警察少年育成官）の採用予定人員等について 7 令和6年度十六都道府県人事委員会協議会委員長・事務局長会議の概要について
第4回	6. 6. 11 (火)	〔付議事項〕 1 人事委員会が取り扱う個人情報の適正な管理のための措置に関する要綱の一部改正等について 2 令和6年度広島県職員採用試験（大学卒業程度（早期卒 総合土木））の最終合格者の決定について 〔報告事項〕 1 令和6年度広島県職員採用試験の申込者数について（大卒程度・第1回社会人・短大卒程度・警察少年育成官） 2 知事部局における令和5年度の時間外勤務上限規制の特例適用状況等について
第5回	6. 6. 24 (月)	〔付議事項〕 1 職員の採用選考について 2 条例案に係る意見について 〔協議事項〕 1 令和6年度人事委員会開催日程（案） 〔報告事項〕 1 令和6年度第1回広島県警察官採用試験第2次試験合格者について 2 令和6年度広島県職員採用試験の受験状況について（大卒程度・第1回社会人・短大卒程度・警察少年育成官） 3 令和6年度広島県職員採用試験の試験区分及び採用予定人員等について（高校卒業程度、短大卒業程度、身体障害者・精神障害者） 4 令和6年度第2回広島県警察官採用試験の試験区分及び採用予定人員等について

回	開催年月日	付 議 事 項 等
第6回	6. 7. 8 (月)	<p>〔付議事項〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 人事委員会規則・指令の一部改正等について 2 管理職員等の範囲を定める規則の一部改正について（受託分） <p>〔報告事項〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 令和6年度広島県職員採用試験（大学卒業程度）の第1次試験合格者について 2 令和6年度広島県職員採用試験（第1回社会人経験者）の第1次試験合格者について 3 令和6年度広島県職員採用試験（短大卒業程度）の第1次試験合格者について 4 令和6年度広島県職員採用試験（警察少年育成官）の第1次試験合格者について 5 第132回全国人事委員会連合会総会の概要について
第7回	6. 7. 26 (金)	<p>〔付議事項〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 令和6年度第1回広島県警察官採用試験の最終合格者決定について 2 人事委員会規則・指令の一部改正について <p>〔協議事項〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 令和6年度人事委員会日程（案） <p>〔報告事項〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 令和6年度広島県職員採用試験（大学卒業程度試験【行政（SPI・アピール方式）、防災、情報】）の第2次試験合格者について 2 令和6年職種別民間給与実態調査の実施状況について
第8回	6. 8. 7 (水)	<p>〔付議事項〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 令和6年度広島県職員採用試験（大学卒業程度）の最終合格者の決定について 2 令和6年度広島県職員採用試験（短大卒業程度〔総合土木〕）の最終合格者の決定について 3 令和6年度広島県職員（警察少年育成官）採用試験の最終合格者の決定について <p>〔報告事項〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 令和6年度広島県職員採用試験（第1回社会人経験者）第2次試験の合格者について
第9回	6. 8. 21 (水)	<p>〔付議事項〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 令和6年度広島県職員採用試験（大学卒業程度）行政（SPI・アピール方式）、防災、情報の最終合格者の決定について 2 令和6年度広島県職員採用試験（第1回社会人経験者）の最終合格者の決定について <p>〔協議事項〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 人事委員会勧告作業日程 2 人事委員会勧告に向けた検討課題（給与関係） <p>〔報告事項〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 令和6年度広島県職員採用試験（第2回社会人経験者）の試験区分及び採用予定人員等について 2 市町立小学校訪問調査の結果について（報告） 3 全国人事委員会連合会役員会の概要
第10回	6. 8. 29 (木)	<p>〔協議事項〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 令和6年度全国人事委員会連合会歳出予算の科目間流用に係る同意について 2 職員の給与等に関する報告及び給与改定に関する勧告について
第11回	6. 9. 12 (木)	<p>〔協議事項〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 職員の給与等に関する報告及び給与改定に関する勧告について <p>〔報告事項〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 令和6年度第2回広島県警察官採用試験の申込者数について 2 職員団体からの要請及び意見交換について

回	開催年月日	付 議 事 項 等
第 12 回	6. 9. 25 (水)	〔付議事項〕 1 一般職の任期付職員の採用について（特定任期付職員） 2 一般職の任期付職員の採用について（一般任期付職員） 〔協議事項〕 1 令和6年度人事委員会開催日程（案） 2 職員の給与等に関する報告及び給与改定に関する勧告について 〔報告事項〕 1 令和6年度広島県職員採用試験（短大卒業程度）の申込者数について 2 令和6年度広島県職員採用試験（高校卒業程度）の申込者数について 3 職員団体との意見交換について
第 13 回	6. 10. 1 (火)	〔協議事項〕 1 職員の給与等に関する報告及び給与改定に関する勧告について 〔報告事項〕 1 令和6年度広島県職員採用試験（大学卒業程度）の追加合格者について 2 令和6年度第2回広島県警察官採用試験の第1次試験合格者について
第 14 回	6. 10. 9 (水)	〔付議事項〕 1 職員の給与等に関する報告及び給与改定に関する勧告について 〔報告事項〕 1 令和6年度広島県職員採用試験（第2回社会人経験者）の申込者数について 2 令和6年度障害のある人を対象とした広島県職員採用選考試験（身体障害者・精神障害者）の申込者数について 3 職員団体との意見交換について
第 15 回	6. 10. 18 (金)	〔協議事項〕 1 勧告日程等について（案） 〔報告事項〕 1 令和6年度広島県職員採用試験（短大卒業程度）の第1次試験合格者について 2 令和6年度広島県職員採用試験（高校卒業程度）の第1次試験合格者について 3 令和6年度第2回広島県警察官採用試験の第2次試験合格者について 4 職員団体との意見交換について
第 16 回	6. 11. 8 (金)	〔付議事項〕 1 令和6年度広島県職員採用試験（短大卒業程度）の最終合格者の決定について 2 令和6年度広島県職員採用試験（高校卒業程度）の最終合格者の決定について 〔協議事項〕 1 令和6年度人事委員会開催日程（案） 〔報告事項〕 1 令和6年度広島県職員採用試験（第2回社会人経験者）の第1次試験合格者について 2 令和6年各都道府県の給与勧告等の状況
第 17 回	6. 11. 22 (金)	〔付議事項〕 1 職員（歯科医師）の採用選考基準について 2 令和6年度第2回広島県警察官採用試験の最終合格者の決定について 3 令和6年度広島県職員採用試験（林業・総合土木）の実施計画について 〔報告事項〕 1 警察本部の昇任選考について 2 令和6年度広島県職員採用試験（第2回社会人経験者）の第2次試験合格者について 3 令和6年度障害のある人を対象とした職員採用選考試験（身体障害者・精神障害者）の第1次試験合格者について
第 18 回	6. 12. 6 (金)	〔付議事項〕 1 条例案に係る意見について 〔協議事項〕 1 令和6年度人事委員会開催日程（案）

回	開催年月日	付 議 事 項 等
第 19 回	6. 1 2. 1 2 (木)	〔付議事項〕 1 警察本部の昇任選考について 2 令和 6 年度障害のある人を対象とした広島県職員採用選考試験（身体障害者・精神障害者）の最終合格者の決定について 3 令和 6 年度広島県職員採用試験（第 2 回社会人経験者）の最終合格者の決定について 4 時間外勤務の限度時間の特例規定の適用に係る任命権者からの報告及び不適切な運用事例に対する指導について
第 20 回	6. 1 2. 2 0 (金)	〔付議事項〕 1 人事委員会規則・指令の一部改正等について
第 21 回	7. 1. 2 1 (火)	〔協議事項〕 1 令和 6 年度人事委員会開催日程（案） 2 令和 7 年度採用試験制度の見直しについて 〔報告事項〕 1 令和 6 年度広島県職員採用試験（大学卒業程度）の追加合格者について 2 令和 6 年度広島県職員採用試験（短大卒業程度）の追加合格者について 3 令和 6 年度広島県職員採用試験（林業・総合土木）の申込状況について
第 22 回	7. 1. 3 0 (木)	〔付議事項〕 1 令和 7 年度広島県職員採用試験実施計画について 2 人事委員会規則・指令の一部改正について 〔協議事項〕 1 令和 7 年度人事委員会開催日程（案） 〔報告事項〕 1 令和 6 年度広島県職員採用試験（林業・総合土木）の第 1 次試験合格者について
第 23 回	7. 2. 1 4 (金)	〔付議事項〕 1 令和 6 年度広島県職員採用試験（林業、総合土木）の最終合格者の決定について 2 警察本部の採用選考について 3 警察本部の昇任選考について 4 不利益処分に関する審査請求について 〔報告事項〕 1 令和 6 年度広島県職員採用試験（第 1 回社会人経験者）の追加合格者について 2 令和 6 年度広島県職員採用試験（第 2 回社会人経験者）の追加合格者について 3 職員団体からの春闘要求について
第 24 回	7. 2. 1 9 (水)	〔付議事項〕 1 令和 7 年度広島県職員採用試験実施計画の訂正について 2 条例案に係る意見について 〔協議事項〕 1 令和 7 年度人事委員会開催日程（案）
第 25 回	7. 2. 2 7 (木)	〔付議事項〕 1 人事委員会規則の一部改正等について 2 不利益処分に関する審査請求の受理について 〔報告事項〕 1 令和 7 年 2 月全国人事委員会連合会役員会について 2 令和 7 年度広島県職員採用試験（大学卒業程度（早期枠））の試験区分及び採用予定人員等について 3 令和 7 年度広島県職員採用試験（大学卒業程度）の試験区分及び採用予定人員等（公募開始時点）について 4 令和 7 年度広島県職員採用試験（短大卒業程度（総合土木））の採用予定人員等について 5 令和 7 年度広島県職員採用試験（警察少年育成官）の採用予定人員等について 6 令和 7 年度第 1 回広島県警察官採用試験の試験区分及び採用予定人員等について

回	開催年月日	付 議 事 項 等
第 26 回	7. 3. 14 (金)	<p>〔付議事項〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 人事委員会事務局職員の人事異動について 2 職員の採用選考等について 3 県の課長相当職以上への昇任等に係る選考について 4 一般職の任期付職員の採用について（一般任期付職員） 5 人事委員会規則・指令の一部改正等について 6 勤務条件に関する措置の要求について <p>〔報告事項〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 警察本部の採用選考について
第 27 回	7. 3. 25 (火)	<p>〔付議事項〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 育休等代替警察官に係る採用選考基準等の改正について 2 令和7年度組織改正に伴う給与関係規則・指令の一部改正について 3 管理職員等の範囲を定める規則の一部改正について 4 管理職員等の範囲を定める規則の一部改正について（受託分） <p>〔協議事項〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 令和7年度人事委員会開催日程（案） <p>〔報告事項〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 令和6年度第2回広島県警察官採用候補者名簿について 2 令和6年度事業所調査の結果について

付議事項 51件
協議事項 19件
報告事項 64件
合 計 134件

2 人事委員会規則の制定・改廃

令和6年度における人事委員会規則の制定改廃の内容は、次のとおりである。

制定・改正 年月日	規則名	概要
令 6 . 4 . 8 公布・施行	広島中央環境衛生組合の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	令和6年度組織改編に伴う改正
令 6 . 7 . 8 公布・施行	職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則	職員の特種勤務手当に関する条例の改正に伴う改正
令 6 . 7 . 11 公布・施行	安芸郡府中町の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	令和6年度組織改編に伴う改正
令 6 . 7 . 29 公布 令 6 . 8 . 1 施行	職務の級の分類に関する規則の一部を改正する規則	警察組織の職の新設に伴う改正
令 6 . 12 . 23 公布 令 6 . 4 . 1 施行	初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則	令和6年給与改定等に伴う改正
令 6 . 12 . 23 公布・施行	職員の給与の支給に関する規則等の一部を改正する規則	令和6年給与改定等に伴う改正
令 6 . 12 . 23 公布 令 7 . 1 . 1 施行	職員の勤務時間及び休暇等に関する規則の一部を改正する規則	ライフサポート休暇及び会計年度任用職員の病気休暇の制度改正に伴う改正
令 6 . 12 . 23 公布 令 7 . 1 . 1 施行	短時間勤務会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇に関する基準を定める規則の一部を改正する規則	ライフサポート休暇及び会計年度任用職員の病気休暇の制度改正に伴う改正
令 7 . 2 . 3 公布・施行	短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償の支給に関する規則の一部を改正する規則	常勤職員の給与改定に伴う短時間勤務会計年度任用職員の給与の改正
令 7 . 2 . 25 公布 令 7 . 4 . 1 施行	職務の級の分類に関する規則の一部を改正する規則	情報職給料表の導入等に伴う所要の改正
令 7 . 2 . 25 公布 令 7 . 3 . 7 施行	管理職手当に関する規則の一部を改正する規則	情報職給料表の導入等に伴う所要の改正
令 7 . 3 . 6 公布 令 7 . 4 . 1 施行	職員の地域手当の支給に関する規則の一部を改正する規則	割愛採用者を対象とした地域手当の特例措置に係る規定の整理
令 7 . 3 . 24 公布 令 7 . 4 . 1 施行	任用に関する規則の一部を改正する規則	情報職給料表の導入等に伴う所要の改正
令 7 . 3 . 24 公布 令 7 . 4 . 1 施行	人事異動の取扱いに関する規則の一部を改正する規則	全庁的なアナログ規制見直しに伴う改正
令 7 . 3 . 24 公布 令 7 . 4 . 1 施行	職員の定年等に関する規則の一部を改正する規則	情報職給料表の導入等に伴う所要の改正
令 7 . 3 . 24 公布 令 7 . 4 . 1 施行	職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則	令和7年給与改定等に伴う改正
令 7 . 3 . 24 公布 令 7 . 4 . 1 施行	職員の退職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則	令和7年給与改定等に伴う改正
令 7 . 3 . 24 公布 令 7 . 4 . 1 施行	一般職の任期付職員の採用等に関する規則の一部を改正する規則	令和7年給与改定等に伴う改正
令 7 . 3 . 24 公布 令 7 . 4 . 1 施行	給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則	情報職給料表の導入等に伴う所要の改正
令 7 . 3 . 24 公布 令 7 . 4 . 1 施行	初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則等の一部を改正する規則	令和7年給与改定等に伴う改正
令 7 . 3 . 24 公布 令 7 . 4 . 1 施行	初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則	令和7年給与改定等に伴う改正
令 7 . 3 . 24 公布 令 7 . 4 . 1 施行	職員の住居手当の支給に関する規則の一部を改正する規則	令和7年給与改定等に伴う改正

制定・改正 年 月 日	規 則 名	概 要
令 7.3.24 公布 令 7.4. 1 施行	職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則	令和 7 年給与改定等に伴う改正
令 7.3.24 公布 令 7.4. 1 施行	単身赴任手当に関する規則等の一部を改正する規則	令和 7 年給与改定等に伴う改正
令 7.3.24 公布 令 7.4. 1 施行	職員の特地勤務手当等の支給に関する規則の一部を改正する規則	令和 7 年給与改定等に伴う改正
令 7.3.24 公布 令 7.4. 1 施行	管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則	令和 7 年給与改定等に伴う改正
令 7.3.24 公布 令 7.4. 1 施行	短時間勤務会計年度職員の給与及び費用弁償の支給に関する規則の一部を改正する規則	令和 7 年給与改定等に伴う改正
令 7.3.24 公布 令 7.4. 1 施行	市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の実施に関する規則の一部を改正する規則	令和 7 年給与改定等に伴う改正
令 7.3.24 公布 令 7.4. 1 施行	義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則	令和 7 年給与改定等に伴う改正
令 7.3.24 公布 令 7.4. 1 施行	短時間勤務会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇に関する基準を定める規則の一部を改正する規則	同一年度内に同一任命権者に再度任用される場合の病気休暇の取扱いに係る規定の整理
令 7.3.24 公布 令 7.4. 1 施行	職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則	広島県病院事業の廃止に伴う所要の改正
令 7.3.24 公布 令 7.4. 1 施行	職員の旅費に関する規則の一部を改正する規則	職員の旅費に関する条例の改正に伴う所要の改正
令 7.3.24 公布 令 7.4. 1 施行	職員の勤務時間及び休暇等に関する規則の一部を改正する規則	職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の改正に伴う所要の改正
令 7.3.31 公布 令 7.4. 1 施行	職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則	令和 7 年度給与改定等に伴う改正
令 7.3.31 公布 令 7.4. 1 施行	職員の級の分類に関する規則の一部を改正する規則	令和 7 年組織改編に伴う改正
令 7.3.31 公布 令 7.4. 1 施行	管理職手当に関する規則の一部を改正する規則	令和 7 年組織改編に伴う改正
令 7.3.31 公布 令 7.4. 1 施行	管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	令和 7 年組織改編に伴う改正
令 7.3.31 公布 令 7.4. 1 施行	安芸郡府中町の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	令和 7 年組織改編に伴う改正
令 7.3.31 公布 令 7.4. 1 施行	山県郡安芸太田町の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	令和 7 年組織改編に伴う改正

3 条例案に対する意見

地方公務員法第5条第2項の規定に基づき、職員に関する条例の制定又は改廃について、県議会から意見を求められたものに対し、意見を申し述べている。

なお、令和6年度に意見を求められた条例案6件に対して述べた意見は、次に掲げるとおりである。

年月日	条例案	意見
令和6年 6月24日	職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案	適当と考えます。
令和6年 12月6日	職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案中職員に関する部分	適当と考えます。
	職員の給与に関する条例の一部改正	
	特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正	
	一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正	
	一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正	
	短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正	
	職員の退職手当に関する条例の一部改正	
令和6年 12月6日	職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(令和元年広島県条例第36号)の一部改正	適当と考えます。
	職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例(令和4年広島県条例第36号)の一部改正	
	市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例案	
令和7年 2月19日	職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例案中職員に関する部分	適当と考えます。
	職員の旅費に関する条例の一部改正	
	特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正	
	短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正	
	職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例案	
	市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例案	

4 人事委員会主要行事

区分	人事委員会	人事委員会協議会関係	その他
令和6年 4月	4. 5 第1回人事委員会 4. 2 2 第2回人事委員会	4. 1 2 中国地方人事委員会協議会 委員全員会議 4. 1 7 全国人事委員会連合会役員会 (書面開催) 4. 2 4 十六都道府県人事委員会協議会 委員長・事務局長会議	
5月	5. 2 3 第3回人事委員会		
6月	6. 1 1 第4回人事委員会 6. 2 4 第5回人事委員会	6. 2 7 全国人事委員会連合会総会	
7月	7. 8 第6回人事委員会 7. 2 6 第7回人事委員会	7. 8～9 公平審査事務研修会	7. 9～8. 2 大卒程度2次試験
8月	8. 7 第8回人事委員会 8. 2 1 第9回人事委員会 8. 2 9 第10回人事委員会	8. 9 全国人事委員会連合会役員会	8. 5～8 大卒程度3次試験
9月	9. 1 2 第11回人事委員会 9. 2 5 第12回人事委員会		
10月	10. 1 第13回人事委員会 10. 9 第14回人事委員会 10. 1 8 第15回人事委員会		10. 1 8 人事委員会勧告
11月	11. 8 第16回人事委員会 11. 2 2 第17回人事委員会		
12月	12. 6 第18回人事委員会 12. 1 2 第19回人事委員会 12. 2 0 第20回人事委員会		
令和7年 1月	1. 2 1 第21回人事委員会 1. 3 0 第22回人事委員会		
2月	2. 1 4 第23回人事委員会 2. 1 9 第24回人事委員会 2. 2 7 第25回人事委員会	2. 6 全国人事委員会連合会役員会 (書面開催)	
3月	3. 1 4 第26回人事委員会 3. 2 5 第27回人事委員会		

※ この表は、人事委員が出席する主要行事を掲載したものである。

●人事委員会 27回 ●人事委員会協議会関係 7回
●口頭審理 0回

任 用 関 係 業 務

第2 任用関係業務

1 職員の採用

(1) 職員採用試験等の実施状況

令和6年度に実施した職員採用試験等の実施状況は、第1表から第4表のとおりである。

第1表 令和6年度広島県職員採用試験等実施状況(総括表)

区 分	令和6年度				令和5年度				増 減							
	申込者数 (人)	受験者数 (人)	最終合格者数 (人)	競争倍率 (倍)	申込者数 (人)	受験者数 (人)	最終合格者数 (人)	競争倍率 (倍)	申込者数		受験者数		最終合格者数		競争倍率 ポイント	
									(人)	増減率 (%)	(人)	増減率 (%)	(人)	増減率 (%)		
競 争 試 験	大学卒業程度	694	535	233	2.3	828	638	215	3.0	△ 134	△ 16.2	△ 103	△ 16.1	18	8.4	△ 0.7
	うち行政	289	229	120		336	264	116		△ 47	△ 14.0	△ 35	△ 13.3	4	3.5	
	第1回社会人	559	439	183	2.4	620	480	153	3.1	△ 61	△ 9.8	△ 41	△ 8.5	30	19.6	△ 0.7
	うち行政	240	189	97		276	213	92		△ 36	△ 13.0	△ 24	△ 11.3	5	5.4	
	第1回社会人	236	190	23	8.3	257	200	24	8.3	△ 21	△ 8.2	△ 10	△ 5.0	△ 1	△ 4.2	0.0
	うち行政	87	77	4		65	51	4		22	33.8	26	51.0	0	0.0	
	第2回社会人	212	171	17	10.1	220	170	11	15.5	△ 8	△ 3.6	1	0.6	6	54.6	△ 5.4
	うち行政	81	71	1		63	49	3		18	28.6	22	44.9	△ 2	△ 66.7	
	第2回社会人	328	210	26	8.1	282	206	25	8.2	46	16.3	4	1.9	1	4.0	△ 0.1
	うち行政	120	77	13		89	69	6		31	34.8	8	11.6	7	116.7	
	短大卒業程度	236	157	11	14.3	216	150	16	9.4	20	9.3	7	4.7	△ 5	△ 31.3	4.9
	うち行政	94	63	6		75	57	5		19	25.3	6	10.5	1	20.0	
	短大卒業程度	12	10	5	2.0	29	19	3	6.3	△ 17	△ 58.6	△ 9	△ 47.4	2	66.7	
	うち行政	7	5	2		20	12	2		△ 13	△ 65.0	△ 7	△ 58.3	0	0.0	△ 4.3
	高校卒業程度	155	111	39	2.8	166	134	38	3.5	△ 11	△ 6.6	△ 23	△ 17.2	1	2.6	△ 0.7
	うち行政	71	48	20		79	67	23		△ 8	△ 10.1	△ 19	△ 28.4	△ 3	△ 13.0	
	警察少年育成官	140	97	28	3.5	155	127	32	4.0	△ 15	△ 9.7	△ 30	△ 23.6	△ 4	△ 12.5	△ 0.5
	うち行政	70	47	19		78	67	23		△ 8	△ 10.3	△ 20	△ 29.9	△ 4	△ 17.4	
	追加公募等	6	4	1	4.0	9	9	1	9.0	△ 3	△ 33.3	△ 5	△ 55.6	0	0.0	△ 5.0
	うち行政	5	3	1		6	6	1		△ 1	△ 16.7	△ 3	△ 50.0	0	0.0	
任期付職員	113	83	20	4.2	62	43	6	7.2	51	82.3	40	93.0	14	233.3	△ 3.0	
うち行政	13	11	5		9	8	2		4	44.4	3	37.5	3	150.0		
小計	1,544	1,143	347	3.3	1,633	1,249	312	4.0	△ 89	△ 5.5	△ 106	△ 8.5	35	11.2	△ 0.7	
うち行政	592	450	165		604	477	154		△ 12	△ 2.0	△ 27	△ 5.7	11	7.1		
第1回警察官(男性)	1,147	864	239	3.6	1,211	927	212	4.4	△ 64	△ 5.3	△ 63	△ 6.8	27	12.7	△ 0.8	
うち行政	485	370	123		492	386	123		△ 7	△ 1.4	△ 16	△ 4.1	0	0.0		
第2回警察官(男性)	469	345	102	3.4	638	455	69	6.6	△ 169	△ 26.5	△ 110	△ 24.2	33	47.8	△ 3.2	
うち行政	—	—	—		—	—	—		—	—	—	—	—	—		
第1回警察官(女性)	395	244	67	3.6	428	267	89	3.0	△ 33	△ 7.7	△ 23	△ 8.6	△ 22	△ 24.7	0.6	
うち行政	—	—	—		—	—	—		—	—	—	—	—	—		
第2回警察官(女性)	167	107	25	4.3	216	136	25	5.4	△ 49	△ 22.7	△ 29	△ 21.3	0	0.0	△ 1.1	
うち行政	167	107	25		216	136	25		△ 49	△ 22.7	△ 29	△ 21.3	0	0.0		
競争試験計	2,699	1,904	557	3.4	3,072	2,200	524	4.2	△ 373	△ 12.1	△ 296	△ 13.5	33	6.3	△ 0.8	
うち行政	883	622	206		977	706	208		△ 94	△ 9.6	△ 84	△ 11.9	△ 2	△ 1.0		
障害のある人を対象とした試験(身体・精神)	27	25	3	8.3	35	22	3	7.3	△ 8	△ 22.9	3	13.6	0	0.0	1.0	
職業訓練指導員	2	2	1	2.0	15	9	5	1.8	△ 13	△ 86.7	△ 7	△ 77.8	△ 4	△ 80.0	0.2	
警察官(術科指導員)	1	1	1	1.0	5	4	4	1.0	△ 4	△ 80.0	△ 3	△ 75.0	△ 3	△ 75.0	0.0	
警察職員(運転免許技能試験官)	—	—	—	—	6	5	1	5.0	—	—	—	—	—	—	—	
警察職員(情報処理)	—	—	—	—	3	2	1	2.0	—	—	—	—	—	—	—	
選考試験計	30	28	5	5.6	64	42	14	3.0	△ 34	△ 53.1	△ 14	△ 33.3	△ 9	△ 64.3	2.6	
合計(競争試験+選考試験)	2,729	1,932	562	3.4	3,136	2,242	538	4.2	△ 407	△ 13.0	△ 310	△ 13.8	24	4.5	△ 0.8	
その他採用選考	知事部局等(行政職等)	—	16	16	1.0	—	34	34	1.0	—	—	△ 18	△ 52.9	△ 18	△ 52.9	0.0
教育委員会(行政職)	—	10	10	1.0	—	13	13	1.0	—	—	△ 3	△ 23.1	△ 3	△ 23.1	0.0	
警察本部(警察官等)	—	8	8	1.0	—	13	13	1.0	—	—	△ 5	△ 38.5	△ 5	△ 38.5	0.0	
計	—	34	34	1.0	—	60	60	1.0	—	—	△ 26	△ 43.3	△ 26	△ 43.3	0.0	

(注) 1. 「その他採用選考」における「受験者数」は「選考対象者数」を、「最終合格者数」は「合格者数」を示す。

2. 下段は、女性で内数

第2表 主な令和6年度広島県職員採用試験の実施状況(内訳)

(令和7年4月1日現在)

試験区分	職種	採用予定人員名数	第1次試験				第2(3)次試験				最終競争率(B/D)	採用者数人	
			申込者数(A)	受験者数(B)	受験率(B/A)	合格者数(C)	合格率(C/B)	受験者数(D)	最終合格者数(E)	最終合格率(E/D)			
大卒	行政(一般方式)	90	423	342	80.9	254	74.3	221	143	41.8	2.4	98	
	行政(PT-フェル方式)	24	168	131	78.0	108	71.4	91	69	39.2	2.1	39	
	小中学校事務	4	47	29	61.7	27	63.6	31	27	48.2	2.1	23	
	警察行政	8	13	11	84.6	4	36.4	3	3	27.3	3.7	2	
			7	7	100.0	3	42.9	3	3	42.9	3.0	2	
			37	30	81.1	15	40.5	14	10	33.3	3.0	9	
			28	23	82.1	11	39.3	11	8	36.4	3.0	7	
	小計	126	569	439	77.0	319	72.7	269	183	41.7	2.4	132	
			240	189	78.8	149	62.1	124	97	39.2	2.1	62	
	卒	防災	2	17	15	88.2	11	73.3	8	5	39.3	3.0	3
		情報	2	7	7	100.0	5	71.4	4	2	28.6	3.5	2
		心理	2	9	5	62.5	4	80.0	4	3	60.0	1.7	3
		衛生(衛生一般)	6	12	10	83.3	9	90.0	9	6	60.0	1.7	6
衛生(薬学)		3	7	5	71.4	5	71.4	5	5	100.0	2.0	5	
農業		6	19	10	52.6	8	80.0	8	7	70.0	1.4	5	
林業		2	5	5	100.0	5	100.0	3	3	60.0	1.7	2	
畜産一般		2	3	3	100.0	1	33.3	1	1	100.0	1.0	1	
水産		3	10	9	90.0	8	88.9	7	4	44.4	2.3	4	
工業(化学)		2	5	5	100.0	1	20.0	1	1	100.0	1.0	1	
工業(物理)		1	0	0	0.0	0	0.0	0	0	0.0	-	0	
工業(食品)		1	4	2	50.0	2	100.0	2	1	50.0	2.0	1	
工業(機械)		1	1	1	100.0	1	100.0	1	1	100.0	1.0	1	
工業(電気)	1	3	0	0.0	0	0.0	0	0	0.0	-	0		
工業(材料工学)	1	2	2	100.0	2	100.0	2	2	100.0	1.0	2		
工業(建築法匠)	1	8	7	87.5	5	71.4	5	1	14.3	7.0	1		
総合土木	13	22	9	40.9	6	75.0	4	4	60.0	2.0	4		
建築	6	11	9	81.8	9	100.0	8	7	77.8	1.3	7		
小計	55	135	96	71.1	80	83.3	69	50	52.1	1.9	44		
計	181	694	535	77.1	399	74.6	338	233	43.6	2.3	176		
		289	229	79.2	184	63.7	155	120	39.3	2.0	82		
大卒未満	総合土木	5	41	32	78.0	24	75.0	21	14	43.8	2.3	5	
	小計	5	41	32	78.0	24	75.0	21	14	43.8	2.3	5	
社会人	行政	11	191	151	79.1	44	29.1	22	15	9.9	10.1	12	
	小中学校事務	2	70	61	87.1	16	25.7	5	0	0.0	-	0	
	情報	1	21	20	95.2	8	40.0	8	2	10.0	10.0	1	
	水産	1	11	10	90.9	5	45.5	5	1	20.0	5.0	1	
	心理	2	7	5	71.4	5	100.0	4	2	40.0	2.5	2	
	衛生(衛生一般)	2	2	2	100.0	2	100.0	2	1	50.0	2.0	1	
	衛生(薬学)	2	0	0	0.0	0	0.0	0	0	0.0	-	0	
	総合土木	2	7	6	85.7	5	83.3	4	2	33.3	3.0	1	
	小計	19	236	190	80.5	66	34.7	40	23	12.1	8.3	18	
			27	17	62.9	27	100.0	27	15	55.6	1.8	3	
	若者	行政	10	236	157	66.5	44	28.0	21	11	7.0	14.3	7
		防災	1	94	63	67.0	17	20.2	7	6	85.7	1.3	4
		情報	1	14	6	42.9	5	83.3	5	1	16.7	6.0	1
心理		1	12	8	66.7	5	62.5	3	2	25.0	4.0	2	
衛生(衛生一般)		1	1	1	100.0	1	100.0	1	0	0.0	-	0	
衛生(薬学)		1	1	1	100.0	1	100.0	1	1	100.0	1.0	1	
畜産一般		1	7	4	57.1	1	25.0	1	1	25.0	4.0	1	
工業(化学)		1	12	10	83.3	8	80.0	8	6	60.0	1.7	4	
工業(物理)		1	5	5	100.0	5	100.0	5	4	80.0	2.0	3	
工業(電気)		1	6	2	33.3	2	100.0	1	1	50.0	2.0	1	
工業(材料工学)		1	7	4	57.1	3	75.0	3	2	60.0	2.0	2	
総合土木		1	11	5	45.5	4	80.0	2	2	40.0	2.5	1	
小計		19	328	210	64.0	79	37.6	46	26	12.4	8.1	19	
		120	77	64.2	30	25.0	17	13	76.5	1.3	10		
短大卒業程度	司書	1	8	6	75.0	5	83.3	5	2	33.3	3.0	1	
	総合土木	2	6	4	66.7	4	100.0	3	3	75.0	1.3	2	
小計	3	12	10	83.3	9	90.0	8	5	50.0	2.0	3		
高校生	行政	8	74	48	64.9	24	50.0	22	11	22.9	4.4	7	
	小中学校事務	9	29	16	55.2	8	27.8	8	5	31.3	2.7	3	
	警察行政	4	41	30	73.2	21	70.0	19	11	36.7	2.7	9	
	小計	21	27	21	77.8	17	62.9	16	9	33.3	3.2	7	
			25	19	76.0	13	68.4	13	6	31.6	3.2	4	
			14	10	71.4	9	64.3	9	5	55.6	2.0	3	
	林業	1	2	2	100.0	2	100.0	2	2	100.0	1.0	1	
	総合土木	4	19	12	63.2	10	83.3	9	9	75.0	1.3	5	
	小計	5	15	14	93.3	12	85.7	11	11	78.6	1.3	6	
	計	26	165	111	71.6	70	63.1	65	39	35.1	2.8	26	
			71	48	67.6	35	49.3	33	20	60.6	1.4	14	
	障害のある人を対象とした試験	行政(身体)	7	7	7	100.0	6	85.7	4	2	28.6	3.5	1
		行政(精神)	2	16	14	87.5	9	64.3	7	0	0.0	-	0
警察行政(身体)		1	3	3	100.0	2	66.7	2	1	33.3	3.0	1	
警察行政(精神)		1	1	1	100.0	1	100.0	1	0	0.0	-	0	
小計		11	27	25	92.6	18	72.0	14	3	12.0	8.3	2	
総計	264	1,493	1,113	74.6	665	69.7	532	343	30.8	3.2	249		
		589	450	76.4	293	233	163	112					

(注)・採用予定人員は受験案内の表示による(ただし、受験案内に「若干名」と表示したものは「1名」と記載)
・下段は女性で内数

(参考)

第3表 広島県職員採用試験（大学卒業程度）の受験者・合格者数の推移

区 分	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R01年度	R02年度	R03年度	R04年度	R05年度	R06年度	
全 職 種	人(程度) 採用予定者数	122	118	133	144	184	145	135	195	175	181
	人 申込者数 (A)	1,125 (428)	1,076 (409)	1,144 (434)	984 (377)	882 (352)	884 (370)	900 (350)	1,028 (437)	828 (336)	694 (289)
	人 受験者数 (B)	763 (291)	725 (287)	783 (316)	724 (289)	658 (270)	677 (262)	690 (276)	789 (338)	638 (264)	535 (229)
	人 最終合格者数 (C)	144 (69)	141 (68)	170 (83)	192 (95)	219 (126)	193 (94)	192 (92)	282 (140)	215 (116)	233 (120)
	% 受験率 (B/A)	67.8	67.4	68.4	73.6	74.6	76.6	76.7	76.8	77.1	77.1
	倍 競争倍率 (B/C)	5.3	5.1	4.6	3.8	3.0	3.5	3.6	2.8	3.0	2.3
	人 採用者数 (D)	115 (51)	112 (56)	146 (69)	152 (70)	163 (93)	151 (73)	137 (63)	224 (110)	161 (90)	176 (82)
う ち 行 政 職	人(程度) 採用予定者数	75	69	80	89	125	97	93	128	113	126
	人 申込者数 (A)	846 (345)	784 (319)	839 (337)	756 (302)	680 (278)	689 (302)	728 (297)	836 (382)	620 (276)	559 (240)
	人 受験者数 (B)	588 (236)	533 (226)	584 (250)	570 (239)	509 (214)	521 (208)	559 (239)	643 (295)	480 (213)	439 (189)
	人 最終合格者数 (C)	91 (51)	79 (46)	107 (64)	118 (69)	154 (98)	131 (74)	142 (73)	209 (114)	153 (92)	183 (97)
	% 受験率 (B/A)	69.5	68.0	69.6	75.4	74.9	75.6	76.8	76.9	77.4	78.5
	倍 競争倍率 (B/C)	6.5	6.7	5.5	4.8	3.3	4.0	3.9	3.1	3.1	2.4
	人 採用者数 (D)	68 (34)	60 (36)	89 (52)	87 (46)	112 (69)	95 (53)	100 (51)	162 (86)	108 (69)	132 (62)

(注) ()内は女性で内数

第4表 令和6年度広島県警察官採用試験実施状況

試験区分	職種	採用予定人員名程度	申込者数(A)	第1次試験										第2次試験										第3次試験				最終競争倍率(B/E)	採用者数										
				受験者数(B)					合格率(C)					受験者数					合格率(D)					受験者数						合格率(E)									
				大	短	高	他	計	(B/A)	大	短	高	他	計	(C/B)	大	短	高	他	計	大	短	高	他	計	(D/B)	大			短	高	他	計	大	短	高	他	計	(E/B)
				人	人	人	人	人		人	人	人	人	人		人	人	人	人	人	人	人	人	人	人		人			人	人	人	人	人	人	人	人	人	
第1回	警察官A(男性)	44	295	214	214	72.5	196	196	196	91.6	196	196	91.6	196	196	196	139	139	139	139	139	65.0	131	131	131	131	131	68	68	68	68	31.8	51						
	警察官B(男性)	20	174	14	108	75.3	11	8	95	87.0	114	114	87.0	98	7	6	53	66	66	66	66	50.4	63	3	5	26	34	34	34	26.0	25								
	警察官A(女性)	10	121	80	80	66.1	69	69	69	86.3	69	69	86.3	40	35	35	35	35	35	35	35	43.8	31	16	16	16	16	16	16	20.0	8								
	警察官B(女性)	5	46	0	25	58.7	0	2	24	96.3	26	26	96.3	21	0	1	16	17	17	17	17	63.0	16	0	0	9	9	9	9	33.3	9								
	計	79	636	308	11	133	0	452	71.1	276	10	119	0	405	89.6	327	181	7	69	0	257	56.9	241	87	5	35	0	127	28.1	93									
第2回	警察官A(男性)	30	158	90	90	57.0	86	86	86	95.6	86	86	95.6	75	61	61	61	61	61	61	61	67.8	56	32	32	32	32	32	32	35.6	29								
	警察官B(男性)	30	237	10	5	139	9	5	105	77.3	119	119	77.3	106	5	4	70	79	79	79	51.3	75	1	1	33	35	35	35	22.7	34									
	警察官A(女性)	6	46	25	25	54.3	22	22	22	88.0	22	22	88.0	21	15	15	15	15	15	15	60.0	12	6	6	6	6	6	6	24.0	5									
	警察官B(女性)	8	78	0	2	38	40	51.3	0	2	33	35	87.5	30	0	2	20	22	22	22	55.0	21	0	1	9	10	10	10	25.0	9									
	計	74	519	125	7	177	0	309	59.5	117	7	138	0	262	84.8	232	81	6	90	0	177	57.3	164	39	2	42	0	83	26.9	77									
警察官総計	153	1,155	433	18	310	0	761	65.9	393	17	257	0	667	87.6	559	262	13	159	0	434	57.0	405	126	7	77	0	210	27.6	170										
		291	105	4	63	0	172		91	4	57	0	152		112	50	3	36	0	89		80	22	1	18	0	41		31										

(注) 採用予定人員は、受験案内表示による。

・下段は、女性で内数。

・大学の欄に配職の数は大学中退者しくは在学者を含む。短大の欄に配職の数は高専を含む。高校の欄に配職の数は高校中退者を含む。

・第2回警察官試験は、他の都道府県を第一志望とする者を除く。

(2) 主な採用試験日程及び試験会場

令和6年度の主な職員採用試験の日程及び試験会場は、次のとおりである。
(公告順)

試験区分	受験案内・申込書記布開始期日	受付期間	第1次試験	第1次試験合格発表	第2次試験	第2次試験合格発表	第3次試験	最終合格発表	試験会場		
									第1次試験	第2次試験	第3次試験
大学卒業程度試験 (早期枠 総合土木)	3月1日(金) ～ 4月3日(水)	3月1日(金) ～ 4月16日(火)	4月21日(日)	5月15日(水)	6月3日(月) ～ 6月5日(水)	—	—	6月14日(金)	広島県庁	広島県庁	第3次試験 —
第1回警察官試験	3月1日(金) ～ 4月16日(火)	3月1日(金) ～ 4月16日(火)	5月12日(日)	5月21日(火)	6月1日(土) ～ 6月2日(日)	6月11日(火)	7月3日(水) ～ 7月9日(火)	7月31日(水)	広島県庁 広島県警察学校	広島県庁 広島県警察学校	広島県庁
大学卒業程度試験 行政(SPI・能力方式)・防災・情報	5月10日(金) ～ 5月30日(木)	5月10日(金) ～ 5月30日(木)	6月16日(日)	6月28日(金)	7月9日(火) ～ 8月2日(金) 7月9日(火) ～ 7月16日(火)	—	— 8月5日(月) ～ 8月8日(木)	8月9日(金) ～ 8月22日(木)	広島県庁 広島県庁 オンライン	広島県庁 広島県庁 オンライン	— 広島県庁
短大卒業程度試験 (総合土木)	5月10日(金) ～ 5月30日(木)	5月10日(金) ～ 5月30日(木)	6月16日(日)	6月28日(金)	7月9日(火) ～ 8月2日(金)	—	—	8月9日(金)	広島県庁	広島県庁	—
第1回 社会人経験者試験	5月10日(金) ～ 5月30日(木)	5月10日(金) ～ 5月30日(木)	6月16日(日)	7月5日(金)	7月27日(土) ～ 7月28日(日)	8月2日(金)	8月18日(日)	8月23日(金)	広島県庁	広島県庁	広島県庁
第2回警察官試験	7月1日(月) ～ 8月27日(火)	7月1日(月) ～ 8月27日(火)	9月22日(日)	9月30日(月)	10月5日(土) ～ 10月6日(日)	10月15日(火)	11月6日(水) ～ 11月12日(火)	11月27日(水)	広島県庁 広島県警察学校	広島県庁 広島県警察学校	広島県庁
短大卒業程度試験	7月1日(月) ～ 9月10日(火)	7月1日(月) ～ 9月10日(火)	9月29日(日)	10月11日(金)	10月23日(水) ～ 11月1日(金)	—	—	11月11日(月)	広島県庁	広島県庁	—
高校卒業程度試験	7月1日(月) ～ 9月10日(火)	7月1日(月) ～ 9月10日(火)	9月29日(日)	10月11日(金)	10月23日(水) ～ 11月1日(金)	—	—	11月11日(月)	広島県庁	広島県庁	—
障害のある人を 対象とした試験	7月1日(月) ～ 9月25日(水)	7月1日(月) ～ 9月25日(水)	11月3日(日)	11月14日(木)	12月2日(月) ～ 12月4日(水)	—	—	12月13日(金)	広島県庁	広島県庁	—
第2回 社会人経験者試験	8月26日(月) ～ 9月25日(水)	8月26日(月) ～ 9月25日(水)	10月20日(日)	11月1日(金)	11月16日(土) ～ 11月17日(日)	11月22日(金)	12月8日(日)	12月13日(金)	広島県庁	広島県庁	広島県庁

(3) 受験資格等

令和6年度の主な職員採用試験の受験資格等は、次のとおりである。

試験区分	項目	年齢(生年月日)	性別	学歴	その他
大学卒業程度	行政(SPI・7E-ル方式) 防災・情報	平成7年4月2日から 平成15年4月1日までに生まれた者など	—	—	—
		平成10年4月2日から 平成15年4月1日までに生まれた者など 平成7年4月2日から 平成15年4月1日までに生まれた者など	—	—	—
大学卒業程度(早期枠 総合土木)		昭和39年4月2日から 平成15年4月1日までに生まれた者	—	—	※①
社会人経験者		昭和39年4月2日以降に生まれた者	—	—	—
短大卒業程度	総合土木	平成7年4月2日から 平成17年4月1日までに生まれた者	—	—	—
		平成15年4月2日から 平成17年4月1日までに生まれた者	—	—	—
高校卒業程度		平成15年4月2日から 平成19年4月1日までに生まれた者	—	—	—
障害のある人 を対象とした試験		平成6年4月2日から 平成19年4月1日までに生まれた者	—	—	※②
		平成4年4月2日から 平成19年4月1日までに生まれた者	男性 女性 男性 女性	学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業した者又は令和7年3月末までに卒業見込みの者 上記以外の者	※③
第1回警察官		平成4年4月2日から 平成19年4月1日までに生まれた者	男性 女性 男性 女性	警察官A(男性) 警察官A(女性) 警察官B(男性) 警察官B(女性)	—
		平成4年4月2日から 平成19年4月1日までに生まれた者	男性 女性 男性 女性	警察官A(男性) 警察官A(女性) 警察官B(男性) 警察官B(女性)	学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業した者又は令和7年3月末までに卒業見込みの者 上記以外の者

上記のほか、次のいずれかに該当する場合は受験できない。

ア 日本国籍を有しない者(工業を除く。) イ 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条(欠格条項)の規定に該当する者

※① 申込日時点で、学歴区分に応じて定める職務経験年数を満たす者

※② 次の全てに該当する者

ア 身体障害者手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者 イ 活字印刷文又は点字による出題に対応できる者

※③ 学校教育法による大学(短期大学を除く。)に在籍している者及び高等学校を令和7年3月末までに卒業見込みの者は受験できない。

※④ 学校教育法による大学(短期大学を除く。)に在籍している者は受験できない。

(4) 採用選考の状況

令和6年度職員採用選考の状況は、次のとおりである。

ア 選考試験（障害のある人を対象とした試験を除く。）

(知事部局)

実施月日	職 種	受験者数	合格者数
9月29日(日)	職業訓練指導員	2人	1人

(警察本部)

実施月日	職 種	受験者数	合格者数
8月25日(日)	警察官 術科指導員	1人	1人

(選考試験の計)

受験者数	合格者数
3人	2人

イ その他の採用選考件数（割愛等）

区 分	職 種	選考対象数	合格者数
知事部局等	行政職等	16人	16人
教育委員会	行政職	10人	10人
警察本部	警察官等	8人	8人
合 計		34人	34人

(注) 任命権者への委任分及び主任採用を除く。知事部局等には病院事業局を含む。

(5) 広報活動等

優秀な人材を確保するため、採用試験の実施について次のとおり広報活動等を展開した。

ア 県広報の活用

① 広報紙

県広報紙「県民だより」等を利用して広報活動等を行った。

② インターネット

県のホームページや県公式 SNS を活用して広報を行った。

イ 人事委員会ホームページの活用

人事委員会のホームページにより、各種情報提供を行った。

ウ SNSの活用

Xの広島県職員採用公式アカウントを活用し、試験情報や説明会情報の広報を行った。

エ 説明会の開催等

広島県職員採用試験の受験希望者を対象として、2つの説明会を開催した。令和6年度においては、参加者の利便性確保のため、令和5年度に引き続き全てオンラインにより開催した。

全職種を対象とした「広島県職員採用ガイダンス」については、令和7年3月6日及び10日に開催し、知事メッセージの動画配信、各局の職員との意見交換を行った。参加者は、延べ957名であつ

た（複数局の職員との意見交換の重複を含む。）。

技術職・専門職を対象とした「広島県職員しごと説明会」については、令和7年2月25日～26日に開催し、合計88名が参加し、職種ごとに職員との意見交換を行った。

オ 試験制度説明の実施

県内・県外の大学等の訪問やオンライン説明会への参加、合同就職説明会等に出展して、試験制度や県行政についての説明等を行った。

（6）採用試験における危機管理

採用試験の実施に当たっては、天候や公共交通機関の遅延等により、予定どおり試験が実施できなくなる可能性がある。このため、台風接近などにより当初の予定どおりの試験実施が危ぶまれる場合には、危機管理監や気象台からの情報収集などを行った上で、前日・当日朝の各時点での参集体制、考慮すべき事項、受験者への周知方法などを整理して、不測の事態に備えている。

2 職員の昇任

令和6年度職員昇任選考の実施状況は、次のとおりである。

職 別	知 事	教育委員会	警察本部	そ の 他	計
局 長 相 当 職	5	1	0	0	6
部 長 相 当 職	16	4	2	0	22
課 長 相 当 職	51	4	1	2	58
担当監・参事相当職	138	15	7	4	164
主 査 相 当 職	106	12	16	5	139
合 計	316	36	26	11	389

(注) 警察本部については警察官を除く。

給 与 関 係 業 務

第3 給与関係業務

1 職員給与の実態

地方公務員法第8条第1項の規定により、令和6年4月現在の一般職に属する職員の給与等の実態を調査した。

この調査結果の概要は、次のとおりである。

(1) 職員の給料表別人員、平均年齢及び平均経験年数並びに学歴別及び性別人員構成比

職員の総数は、22,862人で、これを給料表別にみると、教育職が全体の49.8%を占め、以下行政職25.5%、公安職22.4%、医療職1.1%、研究職1.1%の順となっている。

(令和6年4月現在)

給料表	区分	適用人員	平均年齢	平均経験年数
全給料表		22,862人	40.0歳	18.2年
行政職給料表		5,830	41.9	20.1
公安職給料表		5,128	38.8	18.6
教育職給料表(二)(ロ)		3,675	41.6	19.1
教育職給料表(三)(イ)		7,714	38.5	16.1
研究職給料表		254	43.3	20.6
医療職給料表(一)		43	40.0	16.1
医療職給料表(二)		132	42.9	18.3
医療職給料表(三)		86	38.6	15.7

(2) 職員の平均給与月額

職員の平均給与月額を昨年と比べると、全体で3,742円(1.0%)増加している。

給料表別に見ると、増加率が最も高いのは医療職給料表(三)で、8,909円(2.7%)増加している。

(単位:円)

給料表	区分	令和6年4月	令和5年4月	増減額	増減率
全給料表		388,963	385,221	+ 3,742	+1.0%
行政職給料表		372,735	370,155	+ 2,580	+0.7%
公安職給料表		380,439	374,625	+ 5,814	+1.6%
教育職給料表(二)(ロ)		419,770	416,917	+ 2,853	+0.7%
教育職給料表(三)(イ)		389,859	386,045	+ 3,814	+1.0%
研究職給料表		406,440	405,373	+ 1,067	+0.3%
医療職給料表(一)		825,772	811,094	+14,678	+1.8%
医療職給料表(二)		380,500	372,363	+ 8,137	+2.2%
医療職給料表(三)		343,407	334,498	+ 8,909	+2.7%

2 職種別民間給与実態調査

(1) 調査の目的及び調査対象事業所等

職員の給与を検討するための基礎資料を作成するため、人事院及び広島市人事委員会等と共同で、企業規模 50 人以上、かつ、事業所規模 50 人以上の県内の民間事業所（1,343 事業所）から産業、規模等を考慮して無作為抽出した事業所について、4 月分給与等の実態を調査した。

産業別、企業規模別調査事業所数

区 分	企業規模			
	規模計	500 人以上	100 人以上 500 人未満	100 人未満
調 査 対 象 事 業 所	1,343	598	554	191
抽 出 事 業 所	335	155	136	44
調 査 事 業 所 (産 業 計)	287	137	113	37
農 業 、 林 業 、 漁 業	0	0	0	0
鉱業、採石業、砂利採取業、建設業	28	17	5	6
製 造 業	118	48	53	17
電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業	55	30	19	6
卸 売 業 、 小 売 業	27	16	10	1
金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業	11	9	2	0
教育、学習支援業、医療、福祉、サービス業	48	17	24	7

(注) 上記のほか、企業規模、事業所規模が調査対象となる規模を下回っていたため調査対象外であることが判明した事業所が 6 所、調査不能の事業所が 42 所あった。

(2) 職員給与と民間給与との比較

ア 職員給与と民間給与との較差（月例給）

職員においては行政職給料表の適用者、民間事業所の従業員においては公務の行政職に類似すると認められる事務・技術関係職種の者について、主な給与決定要素である役職段階、学歴及び年齢を同じくする者同士の令和 6 年 4 月分の給与額を対比させ、精密に比較したところ、職員給与が民間給与を 1 人当たり平均 11,542 円（3.05%）下回っていた。

民間給与 (A)	職員給与 (B)	較差 $\left(\frac{(A) - (B)}{(B)} \right) \times 100$
389,822 円	378,280 円	11,542 円 (3.05%)

- (注) 1 民間給与は、職務上の役職段階別、学歴別及び年齢階層別の平均の給与月額を算定し、これに対応する県職員の人員構成を基準として加重平均したものである（ラスパイレース方式）。
- 2 民間・職員給与は、きまって支給する給与から、時間外手当、通勤手当及びこれらに相当する手当を除いたものである。
- 3 職員給与の対象となる職員は、行政職給料表適用者 5,830 人（定年延長者 107 人を除く）から、民間事業所の従業員と同様に、本年度の新規採用者を除いた 5,592 人（平均年齢 42.6 歳）である。

イ 民間における特別給（ボーナス）の支給状況

令和5年8月から令和6年7月までの1年間において、民間事業所で支払われた賞与等の特別給は、所定内給与月額の4.61月分（事務・技術等従業員）に相当している。

項 目	区 分		事務・技術等従業員	技能・労務等従業員
	平均所定内給与月額	下半期（A 1）		386,011 円
上半期（A 2）			396,852 円	290,503 円
特別給の支給額	下半期（B 1）		859,239 円	529,450 円
	上半期（B 2）		944,959 円	571,374 円
特別給の支給割合	下半期 $\left(\frac{B1}{A1}\right)$		2.23 月分	1.90 月分
	上半期 $\left(\frac{B2}{A2}\right)$		2.38 月分	1.97 月分
	年 間 計		4.61 月分	3.87 月分

（注） 下半期とは令和5年8月から令和6年1月まで、上半期とは同年2月から7月までの期間をいう。

（備考） 職員の場合、調査実施時の年間支給月数は、4.50月分である。

3 職員の給与に関する報告及び勧告

地方公務員法の規定に基づき、令和6年10月18日、県議会議長及び知事に対し、次の内容の報告及び勧告を行った。

(1) 職員の給与に関する報告

ア 令和6年4月の民間給与との較差等に基づく給与改定

職員の給与の決定に関係のある基礎的な諸条件については、以上述べたとおりであり、職員給与と民間給与との比較結果及び人事院の勧告の内容等を総合的に勘案すると、本年の職員の給与について、次のとおり措置すべきものとする。

(ア) 月例給

本年の職員給与が民間給与を11,542円(3.05%)下回っていることから、民間給与との均衡を図るため、給料表を改定することとし、行政職給料表について、職員給与と民間給与との較差の程度や人事院の改定の考え方等を踏まえ、人材確保の観点から、若年層に重点を置き、全ての号給について所要の改定を行うとともに、本県の給料表の構造を踏まえた改定を行う必要がある。

その他の給料表については、行政職給料表等との均衡を基本に改定を行う必要がある。

(イ) 特別給

期末手当及び勤勉手当については、現行の職員の年間支給月数(4.50月)が民間事業所における賞与等の特別給(4.61月分)を下回っていることから、年間の支給月数を0.10月分引き上げ、4.60月とする必要がある。

支給月数の引上げ分は、国の改定状況、民間事業所における特別給の配分状況等を参考にし、期末手当及び勤勉手当に均等に配分することとし、6月分と12月分の期末手当及び勤勉手当をそれぞれ0.025月分引き上げる必要がある。

また、定年前再任用短時間勤務職員の期末手当及び勤勉手当並びに任期付研究員及び特定任期付職員の期末手当についても、国家公務員の改定に準じて改定する必要がある。

(ウ) 初任給調整手当

人事院は、医療職俸給表(一)の改定状況を勘案し、医師の処遇を確保する観点から、医師に対する初任給調整手当について、所要の改定を行うこととしている。

本県においても、国家公務員の取扱いに準じて改定を行う必要がある。

(エ) 改定の実施時期

本年の民間給与との較差等に基づく給与改定については、本年4月の職員給与と民間給与を均衡させるためのものであることから、同月に遡及して実施する必要がある。

イ 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備(給与制度のアップデート)

本年、人事院は、時代の要請に即した給与制度に転換するため、社会と公務の変化に応じた給与制度を整備することとし、具体的な措置内容を勧告しており、本県においても、国家公務員の給与制度を基本としつつ、本県の実情や民間給与との比較結果も勘案し、次のとおり対応する必要がある。

(ア) 給料表

国における初任給・若年層の水準引上げや職責重視の体系への見直し等を基準とし、本県の給料表の構造等を踏まえて改定

(イ) 扶養手当

配偶者に係る手当を廃止し、子に係る手当を増額
配偶者：6,500円→廃止 子：10,000円→13,000円

(ウ) 地域手当

国の見直し内容等を踏まえ、支給地域及び支給割合を見直し
広島市：6.2%→8% 安芸郡府中町：6.2%→4% その他の県内市町：3.2%→4%

(エ) 通勤手当

支給限度額を月15万円へ引き上げるとともに、新幹線等に係る支給要件のうち、通勤時間が片道当たり30分以上短縮されることを求める要件の見直し

(オ) 単身赴任手当

採用に伴い支給要件を満たした職員に対し、手当の支給を可能とするよう見直し

(カ) 管理職員特別勤務手当

平日深夜に係る手当について、支給対象時間帯及び支給額を国に準じて見直すとともに、新たに特定任期付研究員及び特定任期付職員に対し支給
対象時間：午前0時～午前5時→午後10時～午前5時

(キ) 勤勉手当

「特に優秀」の成績区分の成績率の上限及び人員分布率を国に準じて見直し

(ク) 定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員に支給する手当

手当の拡大（住居手当、特勤勤務手当等）

(ケ) 特定任期付職員の特別給

特定任期付職員業績手当を廃止し、新たに勤勉手当を支給

(コ) 実施時期

令和7年4月1日

※ 初任給・若年層の水準引上げは、令和6年4月1日に先行実施

※ 扶養手当及び地域手当の改定については、職員への影響等を考慮し、段階的に実施

ウ 情報職の職員に適用する新たな人事・給与制度

情報職の職員に適用する人事・給与制度の見直しについて、知事からの検討要請を受け、民間の動向や地方公務員法の趣旨等を踏まえて検討を行った結果、情報職給料表を新設し、所要の措置を講ずることが適当である。

エ 給与制度をめぐる諸課題

(ア) 獣医師に対する初任給調整手当

獣医師について、人材確保の観点から、初任給調整手当の支給月額の上げなど、所要の見直しを行う必要がある。

(イ) 教員給与

本年、中央教育審議会は、公立学校の教員給与等について答申を行い、現在、国において具体的な検討が進められていることから、動向を注視しつつ、所要の準備を進めていく必要がある。

オ 給与勧告実施の要請

人事委員会の勧告は、労働基本権が制約されている公務員に対し、社会一般の情勢に適応した給与を確保する機能を有するものである。この制度が適正に機能することは、将来にわたり効率的な公務運営を維持し、そのために必要とされる有為な人材を確保・育成していくための基盤となるものである。

本人事委員会は、本年の職員給与と民間給与との較差等を踏まえ月例給及び特別給引き上

げるとともに、社会と公務の変化に応じた給与制度の整備等を求めるものである。

職員におかれては、改めて全体の奉仕者であることを自覚し、県民の信頼と負託に応えるよう、職務に精励されることを要望する。

県議会及び知事におかれては、人事委員会の勧告制度が果たしている役割に理解を示され、この勧告を実施されるよう要請する。

(2) 勧告（内容抜粋）

本人事業委員会は、職員の給与について、次のとおり改定するための措置をとることを勧告する。

ア 令和6年4月の公民の給与較差等に基づく給与改定の内容

(ア) 職員の給与に関する条例（昭和26年広島県条例第22号。以下「給与条例」という。）の改正

a 給料表

現行給料表を別表1から別表5までのとおり改定すること。（別表1から別表5略）

b 期末手当及び勤勉手当

(a) 特定幹部職員以外の職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.075月分（定年前再任用短時間勤務職員にあつては、それぞれ0.6月分）とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.05月分（定年前再任用短時間勤務職員にあつては、それぞれ0.5月分）とすること。

(b) 特定幹部職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ0.875月分（定年前再任用短時間勤務職員にあつては、それぞれ0.5月分）とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.25月分（定年前再任用短時間勤務職員にあつては、それぞれ0.6月分）とすること。

(イ) 市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和28年広島県条例第49号。以下「市町立学校職員条例」という。）の改正

現行給料表を別表6のとおり改定すること。（別表6 略）

(ウ) 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成14年広島県条例第1号。以下「任期付研究員条例」という。）の改正

a 給料表

現行給料表を別表7のとおり改定すること。（別表7 略）

b 期末手当

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.55月分とすること。

(エ) 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年広島県条例第1号。以下「任期付職員条例」という。）の改正

a 給料表

現行給料表を別表8のとおり改定すること。（別表8 略）

b 期末手当

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.55月分とすること。

イ 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備の内容

(ア) 給与条例の改正

a 給料表

アの(ア)のaによる改定後の給料表を別表9から別表13までのとおり改定すること。
新給料表への切替えは、別記切替要領の1によること。(別表9から別表13及び別記切替要領略)

b 昇給制度

公安職給料表、研究職給料表、医療職給料表(一)の適用を受ける職員のうち人事委員会規則で定める職員の昇給は、給与条例第6条第1項に規定する期間における当該職員の勤務成績が極めて良好である場合又は特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて人事委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。

c 諸手当

(a) 扶養手当

- 配偶者に係る扶養手当を廃止し、子に係る扶養手当の月額(扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる場合にあっては、給与条例第10条第4項の規定により加算される前の額をいう。以下同じ。)を1人につき13,000円とすること。
- 扶養手当の支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項を定める規定について、所要の措置を講ずること。

(b) 地域手当

- 地域手当の支給割合を、次に掲げる地域の区分に応じ、それぞれ次に定める割合とすること。
東京都特別区 100分の20
大阪府大阪市 100分の16
広島市 100分の8
広島市を除く広島県内の地域 100分の4
- イの(ア)のaによる改定後の給料月額について、上記の支給割合の改定に合わせ、令和2年4月1日から実施している職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(令和元年広島県条例第36号)附則第3条の規定に基づく給料月額の措置については、地域手当の支給割合の経過措置を踏まえて、令和8年4月1日までに廃止すること。

(c) 通勤手当

- 1箇月当たりの交通機関等に係る通勤手当の額及び交通用具に係る通勤手当の額を合算した額の限度を150,000円とすること。
- 従来の特額支給の限度額(98,000円)を超える場合において、当該額との差額の2分の1を加算する措置を廃止すること。

(d) 単身赴任手当

新たに給料表の適用を受ける職員となったことに伴い、住居を移転し、人事委員

会規則で定めるやむを得ない事情により配偶者と別居し単身で生活することを常況とする職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する公署に通勤することが人事委員会規則で定める基準に照らして困難であるものに対し、単身赴任手当を支給すること。

(e) 管理職員特別勤務手当

- ・ 管理監督職員が、災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日、祝日法による休日等又は年末年始の休日等以外の日の午後10時から翌日の午前5時までの間（正規の勤務時間以外の時間に限る。）に勤務した場合に、管理職員特別勤務手当を支給すること。
- ・ 上記の管理職員特別勤務手当の額は、勤務1回につき、6,000円を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額（当該勤務に従事する時間等を考慮して人事委員会規則で定める勤務にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額）とすること

(f) 定年前再任用短時間勤務職員に支給する手当

給与条例第11条の3の規定による地域手当、住居手当、特勤勤務手当及び特勤勤務手当に準ずる手当を支給すること。

(イ) 市町立学校職員条例の改正

アの(イ)による改定後の給料表を別表14のとおり改定すること。

新給料表への切替えは、別記切替要領の1によること。(別表14及び別記切替要領略)

(ウ) 任期付研究員条例の改正

- a 任期付研究員条例第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員が、災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日、祝日法による休日等又は年末年始の休日等以外の日の午後10時から翌日の午前5時までの間（正規の勤務時間以外の時間に限る。）に勤務した場合に、管理職員特別勤務手当を支給すること。
- b aの管理職員特別勤務手当の額は、aによる勤務1回につき、6,000円を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額（当該勤務に従事する時間等を考慮して人事委員会規則で定める勤務にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額）とすること。

(エ) 任期付職員条例の改正

特定任期付職員については、次のとおりとすること。

a 特別給

- (a) 勤勉手当を支給すること。
- (b) 6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ0.775月分とすること。
- (c) 6月及び12月に特定任期付職員に対して支給する勤勉手当の総額は、それぞれ、各任命権者に所属する当該職員の勤勉手当基礎額に100分の87.5を乗じて得た額の総額を超えてはならないこと。
- (d) 特定任期付職員業績手当を廃止すること。

b 管理職員特別勤務手当

- (a) 災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日、祝日法による休日等又は年末年始の休日等以外の日の午後10時から翌日の午前5時までの間（正規の勤務時間以外の時間に限る。）に勤務した場合に、管理職員特別勤務手当を支給するこ

と。

(b) (a) の管理職員特別勤務手当の額は、(a)による勤務1回につき、6,000円を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額（当該勤務に従事する時間等を考慮して人事委員会規則で定める勤務にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額）とすること。

(オ) 職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例（令和4年広島県条例第36号）の改正

暫定再任用職員に対して、給与条例第11条の3の規定による地域手当、住居手当、特地勤務手当及び特地勤務手当に準ずる手当を支給すること。

ウ 情報職の職員に適用される新たな人事・給与制度の内容

(ア) 情報職給料表の新設

別表15のとおり、情報職給料表を新設すること。

新給料表への切替えは、別記切替要領の2及び3によること。（別表15及び別記切替要領略）

(イ) 昇給制度

情報職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が4級以上であるものの昇給は、給与条例第6条第1項に規定する期間における当該職員の勤務成績が極めて良好である場合又は特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて人事委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。

エ 改定の実施時期等

(ア) 改定の実施時期

この改定は、令和6年4月1日から実施すること。ただし、イ、ウ及びエの(イ)については、令和7年4月1日から実施すること。

(イ) 経過措置等

a 扶養手当の月額等の特例措置

(a) 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間においては、給与条例第6条第2項に規定する特定管理職員、本庁の部長及びこれに相当する職務にある職員として人事委員会規則で定める職員及び本庁の局長及びこれに相当する職務にある職員として人事委員会規則で定める職員以外の職員には、配偶者に係る扶養手当を支給することとし、同手当の月額は3,000円とすること。

(b) 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間においては、子に係る扶養手当の月額を1人につき11,500円とすること。

b 地域手当の支給割合の特例措置

(a) 東京都特別区

令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間 100分の19.5

(b) 大阪府大阪市

令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間 100分の15.5

(c) 広島市

令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間 100分の7

(d) 安芸郡府中町

令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間 100分の6

令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間 100分の5.5

令和9年4月1日から令和10年3月31日までの間 100分の4.8

(e) (c) (d) の地域を除く広島県内の地域

令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間 100分の3.7

(ウ) その他所要の措置

(イ)に掲げるもののほか、この改定に伴い、所要の措置を講じること。

(3) 人事行政における当面の諸課題に関する報告

人事行政における当面の課題について本人事委員会の考え方を述べる。

ア 人材の確保・育成等

(ア) 多様で有為な人材の確保

本県では、これまで、試験制度の見直しや積極的な広報活動の展開を通じ、幅広い層から意欲のある人材の確保を進めてきたところであるが、全国的に公務員の人材確保が厳しい状況にある中、本県においても、令和6年度の大学卒業程度試験等の受験者数は前年度に引き続き減少するなど厳しい状況にある。

今後の若年人口の減少の進展や若年層のキャリア意識の変化、デジタル人材など技術系職種の人材獲得競争の激化を踏まえれば、本県の職員採用を取り巻く環境は引き続き厳しいものと想定される。

こうした状況においても、広島をより良くしたいという意欲と志を持つ人材を確保していくことができるよう、各任命権者とも連携し、広報活動や試験制度の研究・改善を行うとともに、職員の有する経験をより適切に処遇に反映することが重要である。

国においては、民間企業等との人材獲得競争が激しくなる中で、採用試験実施時期の前倒しや受験可能年齢の引下げ、合格有効期間の延伸などが行われるとともに、多角的な観点から採用戦略を議論する場を設け、受験機会の拡大や受験者の負担軽減などにつながる採用手法の見直しについて、様々な検討が行われている。

また、他の都道府県においても、試験実施時期の前倒しや教養試験の廃止、オンライン試験の導入が行われるなど、全国的に様々な取組が行われている。

本県においても、採用試験の公募開始時期や実施時期の前倒し、教養試験の見直しやオンライン試験の導入等により、より幅広い層の人材がチャレンジできる試験制度を検討するとともに、退職した人材の再採用に積極的に取り組むなど、様々な手法での人材確保を行うことが必要である。

また、専門的な知識・経験の蓄積が必要な職種については、これまでの新卒採用に加えて、引き続き、適切な処遇の下での社会人経験者採用や任期付職員採用等によって民間人材を確保するとともに、これらの人材が、その能力や知見を発揮できるようにしていくことも重要である。

(イ) 能力・実績に基づく人事管理の推進

地方公務員法においては、職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力及び挙げた実績を把握した上で人事評価を行い、これを任用、給与、分限その他の人事管理の基礎とすることとされている。

各任命権者においては、人事評価制度に関し、階層別研修を通じた効果的な目標設定方

法の周知、評価者研修を通じた管理職員の評価スキルの向上、標準職務遂行能力の職員への理解浸透を図る取組など、制度の実効性を高めるための取組を継続しているところである。

定年が今後段階的に引き上げられ、職員構成の高齢化や職員の在職期間の長期化が一層進行することや、若年層の離職者が増加していることなど、近年の状況変化を踏まえれば、職員の士気を高め、組織のパフォーマンスを最大限発揮するため、人事評価により職員的能力・実績を的確に把握した上で、その結果を人材育成の観点から活用するとともに、任用、給与等に適切に反映することが求められる。

暫定再任用職員、定年前再任用短時間勤務職員や短時間勤務会計年度任用職員についても、適切に人事評価を行い、その結果を給与等に反映させる必要がある。

また、職の設置については、職務給の原則に則り、その職務と責任に応じて適切に行われる必要がある。

人事院においては、人材確保が危機的な状況となっていることを背景に、給与制度のアップデートについて勧告するとともに、職務給の原則や能力・実績主義の徹底に必要な人事施策等を検討することとしている。

各任命権者においては、このような状況変化も踏まえて、能力・実績に基づく人事管理を更に推進することが重要である。

(ウ) 人材育成

本県を取り巻く環境が絶えず変化する中、本県の目指す姿の実現に向けた施策を効果的に進めていくためには、限られた経営資源を最大限活用して、高度化・複雑化する行政課題等に対応できる多様な人材を育成するとともに、組織全体のパフォーマンスを向上させていくことが求められる。そのため、各任命権者においては、職員の意欲的な能力開発に結び付くOJT、課題解決に向けた知識・スキルを効果的に習得・定着させるOff-JTの推進に継続的に取り組んでいる。

国においては、国家公務員の人事管理の在り方を議論する有識者会議「人事行政諮問会議」を開催し、一人一人の職員を重要な資本と捉える人的資本経営の考え方を公務にも取り入れる必要性について言及するとともに、限られた人的資源の価値を最大限に引き出す方向を目指すことを基本理念とした人事管理の方策を検討している。

本県においても、経営戦略と連動した人材育成を行う中で、県政の推進に資する知識・スキルを習得しようとする職員の支援や、知識・スキルを習得した職員を適切に評価することなどを通じて、職員のモチベーションを高め、組織パフォーマンスの向上を図ることが重要である。

また、近年、職員の離職や精神疾患による病休・休職が増加していることを踏まえ、職場における心理的安全性を確保しながら、一人一人の状況を丁寧に把握し、各職員の思いに向き合った人材育成を行う必要がある。

(エ) 多様な職員が活躍できる職場環境づくり

人口減少や少子高齢化、グローバル化の進展や新型コロナウイルス感染症の感染拡大・収束など、本県を取り巻く環境は刻々と変化し、県職員が向き合う行政課題は多様化・複雑化している。こうした変化に対応し、行政ニーズに応じていくためには、従来どおりの視点や画一的な考え方ではなく、新しい視点や多様な背景を持った職員が協力し、課題解決に取り組んでいくことが求められる。

(女性の活躍の推進)

各任命権者においては、特定事業主行動計画を定めて取組を進めており、これまでに、女性登用などの面において一定の成果に結びついているところである。

この計画に定めた目標の達成に向けて、今後も着実に取組を進めていくことが必要である。

(障害者雇用の推進)

障害のある人が自らの能力を発揮し、障害特性に応じて活躍できる社会を実現していくことが重要である。障害者雇いを推進することは各任命権者の責務であり、令和3年度からは、知的障害者及び精神障害者の採用も行っている。

各任命権者においては、障害の状況に応じた合理的配慮のあり方などについて個別に検討の上、障害者が、職場においてその能力を十分に発揮できる環境を具体的に整えていく必要がある。

(高齢層職員の活躍のための環境整備)

60歳を超える職員が培ってきた多様な知識と経験を公務内で積極的に活用できるよう、加齢に伴う身体機能の低下なども踏まえながら、組織における役割を明確化した上で、必要な研修の実施など、意欲をもって働き続けられる環境の整備に取り組む必要がある。

また、職員構成の高齢化や、職員の在職期間の長期化が進行する中で、組織の活力を維持するため、一定の新規採用者を継続的に確保していく必要がある。

性差、障害の有無、年齢、性的指向、ジェンダーアイデンティティ、各々が抱える事情など、職員一人一人の属性、背景、価値観や考え方は異なっている。また、常勤職員、再任用職員、会計年度任用職員など、勤務形態も様々である。引き続き働き方改革の取組の推進などを通じて、この差異を組織内の多様性として互いに認め合い、活かしていくことで、組織全体のパフォーマンスを向上させ、多様化・複雑化する行政課題の解決に結び付けていくことが重要である。

イ Well-beingの実現につながる働き方改革と勤務環境の整備

ワークスタイル・ライフスタイルに対する価値観が多様化している中、公務においても職員が高い意欲とやりがいをもって働くことができる勤務環境が求められている。

職員一人一人の「仕事の充実」と「仕事以外の暮らしの充実」の好循環を生み出すことにより、Well-being（肉体的にも精神的にも社会的にも全てが満たされた状態）が実現され、ひいては、行政サービスの質の向上や公務組織全体の更なる活性化につながるとともに、職場としての公務組織の魅力向上にも資するものである。

そのため、各任命権者においては、時間外勤務の縮減、柔軟な働き方の促進といった働き方改革の推進など、職員一人一人のWell-beingの実現につながる勤務環境の整備を進めていくことが必要である。

(ア) 時間外勤務の縮減等

- a 時間外勤務の縮減については、職員の健康保持の観点からも優先的に取り組んできた重要な課題であり、これまでも、経営戦略会議などを中心として行われている管理監督者を

主体としたマネジメント面での取組が推進されるとともに、行政デジタル化などによる業務効率化の取組も進められているところである。

令和5年度の時間外勤務は、知事部局で減少、教育委員会で横ばい、警察本部で増加した。

知事部局では、これまで多くの職員が長時間勤務を行ってきた新型コロナウイルス感染症対策の業務や高病原性鳥インフルエンザの防疫業務による時間外勤務が令和5年度は大幅に減少した。しかしながら、特定の職員が一定期間恒常的に長時間勤務を行うなど、負担が偏っている状況が見られた。

人事委員会規則では、大規模災害への対応その他の重要な業務であって特に緊急に処理することを要する特例業務に従事する職員について、任命権者が上限時間を超えて時間外勤務を命じることができることとしているが、その適用は慎重かつ厳格に行われなければならない。適用を回避・解消するための十分な取組を行い、上限時間を超える時間外勤務を必要最小限にしなければならないものである。その上で、上限を超える時間外勤務が行われる状況においては、職員の心身の健康への影響が懸念されることから、医師による面接指導等の徹底や勤務間インターバル制度による休息時間の確保など、職員の健康に最大限配慮し、過重労働による健康障害の防止に努めなければならない。

時間外勤務を縮減していくためには、徹底した業務の精選・合理化に加え、デジタル技術の活用による業務の効率化や柔軟な業務配分の見直し等を行い、それでもなお、恒常的に長時間の時間外勤務を命じざるを得ない場合は、業務量に応じた適正な人員の配置を行うなどの取組を推進するとともに、管理監督者が個々の職員の勤務状況を適切に把握し、特定の職員への業務負担の集中緩和を図るなど、上限規制の趣旨を踏まえたマネジメントを着実にやっていく必要がある。

本人事委員会としては、上記の考えを踏まえて、時間外勤務の上限規制が適切に運用されるよう、各任命権者に対し、引き続き必要な指導及び助言を行っていく。

- b また、本人事委員会は、教員の長時間労働が課題となっていることを踏まえ、教育委員会に対し引き続き学校における働き方改革を進めることを求めているところである。

令和5年度における県立学校教員の長時間労働の状況については、前年度と比較して一定の改善はみられるものの、依然として多くの教員が長時間労働を行っている。

教育委員会では、令和5年3月に改定した「学校における働き方改革取組方針」に基づき、教員の負担を軽減するため、同取組方針に定める目標達成に向けて様々な取組を進めているところであり、さらに令和5年度には5年ぶりに県独自の「教員勤務実態調査」を実施したところである。

教員の負担をより一層軽減し、子供と向き合う時間を確保するため、「教員勤務実態調査」の結果を踏まえて、「学校における働き方改革取組方針」に定める取組を着実に進めていく必要がある。

併せて、小中学校も含めた教育職場全体で教員の働き方改革が着実に推進され、教員の長時間労働が是正されるよう、市町教育委員会と連携を図り、小中学校及び市町教育委員会の取組に対し、教育職場の実情を踏まえた必要な支援・助言を行っていく必要がある。

- c さらに、「仕事以外の暮らしの充実」の視点からは、年次有給休暇の取得促進に向けた取組も重要であり、各任命権者においては、民間労働法制を踏まえた年5日の確実な取得、週休日や夏季休暇等と連続した取得など、計画的な年次有給休暇の取得促進の取組を行っ

ているところである。今後も、職員の意識向上や取得しやすい環境整備等に引き続き積極的に取り組む必要がある。

(イ) 仕事と暮らしの両立支援の取組の推進

職員一人一人のWell-beingの実現に向けて、育児や介護に責任を有する職員が仕事と暮らしを両立しながら勤務できる環境を整備することは重要であり、育児に関しては、各任命権者とも、特定事業主行動計画に基づき、様々な取組を進めてきたところである。

各任命権者においては、令和5年度に行った取組の成果と課題を検証し、検証結果を踏まえて、計画に掲げる目標の達成に向けた取組を着実に進めていく必要がある。

中でも、男性職員の育児休業については、国を挙げて取得の促進が図られている中、教育委員会及び警察本部で特定事業主行動計画の目標数値を引き上げるなど、各任命権者においても取得を促進する取組が行われており、令和5年度も全ての任命権者で取得率が上昇している。

男性職員の育児休業の取得を更に促進するため、引き続き制度の周知や意識啓発を図り、取得率が低い職域においても育児休業を取得しやすい環境の整備を推進していく必要がある。

また、民間労働法制の改正を踏まえて、国においても両立支援制度を強化する取組が進められている。本県においても、国の取組内容を踏まえて、仕事と暮らしの両立支援の取組を更に推進していく必要がある。

(ウ) 多様なワークスタイル・ライフスタイルを可能とする柔軟な働き方の推進

ワークスタイル・ライフスタイルに対する価値観が多様化している昨今において、各任命権者で、テレワークや早出遅出勤務など柔軟な働き方を推進する取組が進められている。

テレワーク等の多様なワークスタイル・ライフスタイルを可能とする柔軟な働き方は、職員一人一人のWell-beingの実現につながるものであり、個々の公務能率の向上が組織全体のパフォーマンス向上につながり、ひいては多様で有為な人材を公務職場に引き付ける好循環につながるものである。

また、国においては、個々の職員の事情を尊重した働き方を促進する取組として、フレックスタイム制の拡充など、柔軟な働き方を実装するための制度改革を推進している。

こうした国の動向を踏まえ、各任命権者においては、適正な公務運営を確保する観点から、現場の実情に配慮しつつ、他の地方公共団体の動向も注視しながら、テレワーク利用の拡大・定着を図るとともに、フレックスタイム制など柔軟な働き方を一層促進する制度の導入について検討する必要がある。

(エ) 職員の健康管理

職員一人一人が心身ともに健康であることは、職員自身やその家族にとってはもちろんのこと、職員自らの能力を最大限発揮し、質の高い県民サービスを行っていく上でも極めて重要であり、各任命権者においては、職員の健康を増進し、働きやすい環境づくりに向けた取組が求められている。

特に、職員のメンタルヘルス対策については、研修内容の見直しや相談体制の強化など、各任命権者において様々な取組を推進しているところであるが、精神疾患を原因とする長期病休者・退職者の数や割合は増加傾向にある。とりわけ近年では、20歳代の若年層職員の精神疾患による長期病休者及び退職者の増加が顕著であり、若年層職員へのメンタルヘルス対策は喫緊の課題である。こうした状況を踏まえ、各任命権者においては、新規採用職員

等を対象としたメンタルヘルスセミナーの実施や、保健師等による個別面談や巡回相談の実施といった取組が進められているところである。また、職場の健康管理を担う管理職員が、マネジメント面で抱える課題に対応できるよう、研修の実施や相談体制の強化など管理職員への支援を充実させる取組も進められている。各任命権者においては、今後、現在の取組の効果を検証しながら、更なる実効的な対策を講じていく必要がある。

精神疾患については、再発するケースが多いことから、再発防止のためにも、引き続き予防や早期発見・早期対応の観点に立ったメンタルヘルス対策が必要である。

また、ストレスチェック制度については、各所属における職員の心の不調の未然防止に資するよう、制度趣旨を職員に十分周知するとともに、集団分析結果の有効活用を図っていく必要がある。

(オ) ハラスメントの防止

職場におけるハラスメントは、職員の尊厳を傷つけ、その能力発揮を妨げ、職場の運営にも支障をもたらすとともに、職員の心身の健康に支障を及ぼす要因となり得るものである。

各任命権者においては、これまで相談窓口の設置や職員の意識啓発に取り組んできたが、令和2年のパワー・ハラスメント防止対策の法制化を踏まえ、要綱の整備に併せて「懲戒処分の方針」の改正を行って以降、職員による相談件数が高水準で推移しているところである。

さらに、近年、パワー・ハラスメントやジェンダーに関するハラスメントに加えて、社会全体で、顧客等からの著しい迷惑行為、いわゆるカスタマー・ハラスメントへの対応についても関心が高まっている。こうした中で、行政サービスの利用者等からの言動もハラスメントになり得るものとして、組織的な対応が求められているところであり、本県においても、国や他自治体の動向を踏まえて、職員保護の観点から、必要な対策を検討していく必要がある。

こうした状況も踏まえ、研修等により職員に対する周知・啓発を図るなど、ハラスメントのない職場環境づくりに今後より一層努め、ハラスメントの予防・解決に向けて組織的に取り組んでいく必要がある。

ウ 不祥事根絶に向けた取組の徹底

行政運営に関して課題が山積する厳しい状況の中で、多くの職員は、県職員としての使命を果たすべく、真摯に日々の職務に精励しているところである。

しかしながら、不適正な事務処理による懲戒処分事案が複数発生しており、依然として、教職員によるわいせつ・セクハラ行為による懲戒処分事案も後を絶たない。

このような状況は、公務員、ひいては公務全体に対する信頼を大きく揺るがすものであり、極めて遺憾である。

各任命権者においては、規範意識の確立に向けた取組を行っているところであるが、引き続き、事案ごとに原因分析を行い、その結果に基づき、不祥事根絶に向けた取組を続けていくことが重要である。

また、職員においては、一人一人が全体の奉仕者であることを強く自覚し、法令遵守はもとより、高い倫理観のもと、県民の信頼と負託に応えていくことが必要である。

4 職員の給与制度改定の動き

(1) 令和6年4月の公民の給与較差等に基づく給与改定

ア 給料表等

本人事委員会が令和6年10月18日に行った「職員の給与等に関する報告及び給与改定に関する勧告（以下「勧告」という。）」のとおり改正された。（令和6年4月1日適用）

イ 期末手当及び勤勉手当

勧告のとおり改正された。（令和6年4月1日適用）

ウ 初任給調整手当

勧告に基づき医師の初任給調整手当が改正された。（令和6年4月1日適用）

(2) 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備（給与制度のアップデート）

勧告に基づき、給料表、昇給制度及び諸手当について、国家公務員の給与制度を基本としつつ、本県の実情や民間給与との比較結果も勘案し、改正された。（令和7年4月1日適用）

(3) 情報職の職員に適用する新たな人事・給与制度

勧告に基づき情報職給料表が新設された。（令和7年4月1日適用）

(4) 獣医師に対する初任給調整手当

勧告に基づき獣医師の初任給調整手当が改正された。（令和7年4月1日適用）

審 查 関 係 業 務

第4 審査関係業務

1 公平審査

職員は、人事委員会に対して、懲戒その他その意に反する不利益な処分を受けた場合には審査請求（地方公務員法第49条の2）を、また、給与、勤務時間その他の勤務条件に関しては措置の要求（同法第46条）をすることができる。

審査請求及び措置要求の各事案の処理状況は、次のとおりである。

(1) 不利益処分に関する審査請求

令和7年（不）第1号事案（免職処分取消請求）	
1 当事者	審査請求人 受託団体元消防職員 処分者 受託団体消防本部消防長
2 処分の内容	(1) 処分年月日 令和7年1月28日 (2) 処分内容 懲戒免職 (3) 処分事由 請求人は、令和6年10月に住居侵入及び窃盗の疑いで逮捕され、その後の聴き取りで、①職務上知り得た情報を基に住居、部屋を特定し侵入したこと、②居住者が不在であることを把握したうえで複数回侵入したこと、③証拠隠滅のため防犯カメラを破壊、破棄したこと等を認めた。 このことは、地方公務員法第33条に規定する「信用失墜行為の禁止」に違反するものであるため、懲戒処分を行った。
3 不服の理由の要旨	(1) 処分事由とされた事実関係について疑義があり、処分が重すぎるため、取り消されるべきである。 (2) 職務上知りえた情報を基に住居・部屋を特定し侵入したことについて、住人は有名なスポーツ選手であり、職務とは無関係に知っていたので、職務上知りえた情報に該当するものではない。 (3) 居住者不在であることを把握し複数回侵入したことについて、住居侵入において不在を把握することが特段悪い情状とは思わない。複数回の侵入について、室内には1回侵入したのみで、それ以外はベランダに過ぎない。 (4) 証拠隠滅のため防犯カメラを破壊、破棄したことについて、証拠隠滅の可能性がなく、処分の軽重を決めるうえで重視することは不適切である。 (5) 審査請求人に有利な事情として、被害者との示談が成立していること、懲戒処分の指針に住居侵入の記載はないが、器物損壊より法定刑が軽いことから処分も軽いと推測されること、過去に懲戒処分歴もなく、妻子がいて処分により生活が脅かされることについて考慮された聴き取りがされておらず、不当である。
4 審査の経過	令和7年1月29日 審査請求 令和7年2月14日 補正命令 令和7年2月27日 受理
5 審査の方法	非公開口頭審理

(2) 勤務条件に関する措置の要求

令和7年（措）第1号事案（職員処遇改善要求事案）	
1 当事者	要求者 知事部局職員 当局 広島県知事
2 措置要求内容の要旨	(1) 採用に当たって、勤務条件（処遇）について本人の意向を確認し、経済上の権利の保障や確保を確実に行うこと。

- (2) 地元出身者が勤務条件で優遇されており、給与・手当・勤務時間に差があるため、公平な勤務条件になるよう配慮すること。
- (3) 職員のワークライフバランスを考慮し、勤務地や執務環境については本人の意向を十分確認して配慮すること。

3 審査の経過

令和7年3月14日（3月12日受付）	措置要求
令和7年3月21日	補正要求
係属中	

2 職員からの苦情相談

地方公務員法第8条の規定に基づき、職員からの勤務条件その他人事管理に関する悩みや苦情について相談に応じている。

令和6年度中の職員からの苦情相談の状況は次のとおりである。

苦情相談の状況

(令和6年度)

申出人の任命権者	件数
知事	9件
教育委員会	1件
警察本部長	0件
受託分	2件

3 職員団体等

(1) 職員団体の登録

職員団体は、地方公務員法第 53 条及び職員団体の登録に関する条例（昭和 41 年広島県条例第 24 号）に基づいて人事委員会に登録の申請をすることができる。

人事委員会に登録されている職員団体は次のとおりである。

職員団体の登録状況（県分）

（令和 7 年 3 月 31 日現在）

職員団体名	法人・非法人の別	登録年月日	規約の変更その他の届出等の受理年月日（令和 6 年度）
自治労広島県職員労働組合	法人	昭 41. 10. 3	令 6. 4. 3（役員） 令 6. 11. 20（規約・所在地）
広島県教職員組合	法人	昭 41. 10. 3	なし
広島県高等学校教職員組合	法人	昭 41. 10. 3	令 6. 10. 4（役員） 令 7. 2. 10（役員）
全広島教職員組合	法人	平 1. 12. 28	令 6. 4. 8（役員）
広島県非常勤職員労働組合	非法人	令 2. 8. 31	令 6. 9. 5（規約・役員）

職員団体の登録状況（受託分）

（令和 7 年 3 月 31 日現在）

職員団体名	法人・非法人の別	登録年月日	規約の変更その他の届出等の受理年月日（令和 6 年度）
府中町職員労働組合	非法人	昭 42. 4. 6	令 6. 12. 6（役員）
大崎上島町職員労働組合	法人	平 16. 2. 13	令 6. 12. 13（役員）
神石高原町職員労働組合	法人	平 17. 2. 15	令 6. 11. 12（役員）
世羅町職員労働組合	法人	平 18. 4. 7	なし
熊野町職員労働組合	非法人	平 24. 12. 10	令 7. 3. 21（役員）
北広島町職員労働組合	非法人	令 3. 2. 10	令 6. 6. 6（役員）

(2) 管理職員等の範囲の指定

管理職員等とは、地方公務員法第 52 条第 3 項ただし書に規定される職員のことをいい、その範囲の指定は同法第 52 条第 4 項の規定により人事委員会規則で定めることになっている。

人事委員会規則による管理職員等の範囲は次のとおりである。

管理職員等の範囲（県分）

本 庁

令和 7 年 3 月 31 日現在

機関	職
議会事務局	事務局長 次長 課長 担当課長 課長代理 秘書係長 庶務係長
知事部局	理事 局長 経営戦略審議官 DX 審議官 都市建築技術審議官 危機管理監 部長 担当部長 審理監 課長 担当課長 健康指導監 防災航空センター長 東部産業支援センター長 企業誘致担当次長 担当監 参事 経営企画監 主幹 主査 主任 主事
会計管理部	会計管理部長 課長 担当課長 出納監察員 参事（会計総務課） 主幹・主査（会計総務課に置かれ庶務又は予算を担当するもの（グループリーダー業務に従事するものに限る。））

機関	職
教育委員会事務局	教育次長 理事 参与 部長 担当部長 課長（室長を含む。） センター長 担当課長 人事管理監 職員管理監 社会教育監 教育指導監 校務指導監 経営企画監 教育支援推進監 県立学校改革推進監 不登校支援センター長 人材育成推進監 課長代理 副センター長 総務係長 法務係長 教育広報係長 秘書係長 企画調整係長 県立学校人事係長 小中学校人事係長 採用定数係長 行政係長 給与第一係長 給与第二係長 文化財保護係長 学校財務係長 管理係長 主査（管理部経営企画担当、総務課（総務係（人事又はサービスを担当するものに限る。）、法務係及び秘書係に限る。）、教職員課（企画調整係を除く。）、教育改革課のうち学校の働き方改革を担当するもの及び入学者選抜制度を担当するもの。） 管理主事 総務係（人事又はサービスを担当するものに限る。）、法務係、秘書係、教職員課（企画調整係を除く。）又は県立学校改革・学校働き方推進担当（学校の働き方改革を担当するものに限る。）の主任及び主事
選挙管理委員会事務局	事務局長 次長
人事委員会事務局	事務局長 次長 課長 参事 主幹・主査・主任（任用、給与勧告、公平審査等の事務担当）
監査委員会事務局	事務局長 次長 合同総務課長 監査統括監 監査管理監 参事（合同総務課）
労働委員会事務局	事務局長 次長 合同総務課長 主任 労働監 労働監 参事（合同総務課）
海区漁業調整委員会事務局	事務局長 次長
内水面漁場管理委員会事務局	事務局長

地方機関

機 関	職
総務事務所	所長 支所長 次長 課長 参事
県税事務所	所長 分室長 次長 課長 地方税総括管理監
厚生環境事務所	所長 支所長 医監 次長 課長
保健所	所長 支所長 次長 課長
食肉衛生検査所	所長
動物愛護センター	所長 総務課長
こども家庭センター	所長 次長 総務企画課長 総務課長 相談援助第一課長 相談援助第二課長
農林水産事務所	所長 事業所長 次長 課長 ダム管理事務所長
畜産事務所	所長 次長 課長
病虫害防除所	所長 次長
家畜保健衛生所	所長 次長 課長
建設事務所	所長 支所長 次長 課長 担当課長 担当監 ダム管理 事務所長 事業所長
広島港湾振興事務所	所長 次長 課長
消防学校	校長 教頭 総務課長
東京事務所	所長 次長 総務課長
自治総合研修センター	所長 総括研修企画監 研修 企画監
大阪事務所	企業立地監 所長 次長
農業技術指導所	所長 次長
文書館	館長
総合技術研究所	所長 センター長 医監 次 長 支所長 部長 課長
縮景園	園長 副園長

機 関	職
美術館	館長 副館長 課長
三次看護専門学校	校長 副校長 総務課長
総合精神保健福祉センター	所長 次長 総務企画課長
身体障害者更生相談所	所長
広島学園	園長 副園長 課長
高等技術専門学校	校長 副校長 庶務課長
技術短期大学校	校長 副校長 庶務課長
障害者職業能力開発校	校長 副校長 庶務課長
農業技術大学校	校長 副校長 総務課長
教育事務所	所長 支所長 副所長 総 務課長 教育指導課長 管 理主事
みよし風土記の丘	所長 副所長
埋蔵文化財センター	所長 副所長
教育センター	所長 副所長 部長
生涯学習センター	所長 副所長 総務課長
図書館	館長 副館長 総務課長
少年自然の家	所長 副所長
歴史民俗資料館	館長 副館長 総務課長
歴史博物館	館長 副館長 総務課長
高等学校	校長 教頭 事務部長 総 括事務長 事務長
中学校	校長 教頭 事務部長
特別支援学校	校長 教頭 部の主事 総 括事務長 事務長

備考

- 1 議会事務局の「担当課長」とは、単に担当課長と称する職名のものをいう。
- 2 議会事務局の「課長代理」とは、秘書課及び総務課に置かれるものをいう。
- 3 知事部局の「部長」及び「担当部長」とは、特定の事務名を付した職名のものをいう。
- 4 知事部局の「担当課長」とは、単に担当課長と称する職名のもの及び特定の事務名を付した職名のものをいう。
- 5 知事部局の「担当監」とは、特定の事務名を付した職名のものをいう。
- 6 知事部局の「参事」とは、参事のうち、総務課（総務課にあつては、情報公開及び個人情報保護又は公益法人の指導監督を担当するものを除く。）、秘書課、人事課、福利課、財政課、経営企画チーム、研究開発課、環境県民総務課、健康福祉総務課、商工労働総務課、農林水産総務課及び土木建築総務課に置かれるもの並びに財産管理課及び税務課に置かれ庶務又は予算を担当するものをいう。
- 7 知事部局の「主幹」及び「主査」とは、主幹及び主査のうち、秘書課、人事課（安全衛生管理を担当するもの（グループライダー業務に従事するものを除く。）を除く。）、財政課及び経営企画チームに置かれるもの、危機管理課、総務課、地域政策総務課、環境県民総務課、健康福祉総務課、商工労働総務課、農林水産総務課及び土木建築総務課に置かれ庶務を担当するもの（グループライダー業務に従事するものに限る。）、総務課に置かれ予算又は法務を担当するもの（グループライダー業務に従事するものに限る。）並びに研究開発課に置かれ庶務又は予算を担当するもの（グループライダー業務に従事するものに限る。）をいう。
- 8 知事部局の「主任」及び「主事」とは、主任及び主事のうち、秘書課及び人事課に置かれるもの（人事課にあつては、安全衛生管理を担当するものを除く。）をいう。
- 9 教育委員会の「担当部長」とは、特定の事務名を付した職名のものをいう。
- 10 教育委員会の「担当課長」とは、特定の事務名を付した職名のものをいう。
- 11 教育委員会の「管理係長」とは、管理係長のうち、生涯学習課に置かれるものをいう。
- 12 こども家庭センターの「相談援助第一課長」及び「相談援助第二課長」とは、「相談援助第一課長」及び「相談援助第二課長」のうち、西部こども家庭センター及び東部こども家庭センターに置かれるものをいう。
- 13 建設事務所の「担当監」とは、特定の事務名を付した職名のものであつて、北部建設事務所庄原

支所に置かれるものをいう。

管理職員等の範囲（受託分）

(町)

令和7年3月31日現在

町名	議会事務局	町長部局	会計管理者 部局	教育委員会事務局	保育所 等	病院等	その他	小中学校	改正年月日
安芸郡	府中町 事務局長	担当部長 危機管理 課長 課長 主幹 課長補佐(総務課) 人事 係長 主査(総務課)	会計管理者 室長 主幹	教育部長 教育次 長 課長 主幹			監査委員事務局長 福寿館長	校長 教頭 事務長	R6. 7. 11
	海田町 事務局長 主幹	部長 課長 所長 室長 主幹 課長補佐(総 務課) 庶務係長(総務課) 職員係長 財政係長	会計管理者 室長	教育次長 課長 教育指導監 主幹	所長		児童館長 町民センタ-所長 環境セン ター所長 図書館長 公民館長 ふるさ と館長 ひまわりプラザ館長・所長	校長 教頭 事務長	H29. 5. 1
	熊野町 局長	部長 危機管理監 次長 参事 課長 室長 課長 補佐(総務課)	会計管理者 課長	部長 次長 課長 教育指導監			熊野中央防災交流センタ-所長 熊野東防 災交流センタ-所長 熊野西防災交流セン ター所長 くまの・こども夢プラザ館長 公民館長 図書館長	校長 教頭 事務長	R4. 4. 1
	坂町 事務局長	技監 政策監 部長 副 部長 課長 人事係長	会計管理者 室長	教育次長 課長				校長 教頭 事務長	R6. 4. 1
山県郡	安芸太田 町 事務局長	課長 室長 主幹・課長補 佐(総務課) 人事及び財政担 当 【支所】支所長 課長	会計管理者 課長	教育次長 課長	保育所 (園) 長		保健・医療・福祉統括センタ-事務局長・ 課長 福祉事務所長 学校給食共同調理 場長	校長 教頭 事務長	R5. 4. 1
	北広島町 事務局長	参事 危機管理監 課長 所長 課長補佐(総務課) 総務係長 行政管理係長 DX推進係長 財政係長 【支所】支所長	会計管理者 室長	副教育長 課長 教育長 課長	保育所 長	【診療所】 診療所長 事務長	芸北ホリスティックセンタ-所長・次長 豊平保健福祉総合センタ-所長・次長 義務教育学校長・教頭・事務長	校長 教頭 事務長	R6. 4. 1
豊田郡	大崎上島 町 事務局長	課長 課長補佐(総務課) 庶務係長	会計管理者 課長	課長 教育指導監			福祉事務所長 幼稚園長・教頭	校長 教頭 事務長	R4. 3. 31
世羅郡	世羅町 事務局長	課長 室長 課長補佐(総 務課) 【支所】支所長 課長	会計管理者 課長	課長 室長	所長		給食センタ-所長 せらにシタウンセン ター所長	校長 教頭 事務長	H27. 4. 30
神石郡	神石高原 町 事務局長	課長 調整監 課長補佐 (総務課) センター長 【支所】支所長 課長	会計管理者 課長	課長 調整監	所長		農業委員会事務局長	校長 教頭 事務長	R6. 4. 1

(一部事務組合)

区分	一部事務組合名	管 理 職 員 等	改正年月日
複合	三原広域市町村圏事務組合	事務局次長 事務局長 議長 会計管理者 室長	R6. 4. 1
環境衛生	安芸地区衛生施設管理組合	課長 会計管理者	H21. 5. 28
	芸北広域環境施設組合	会計管理者	H21. 4. 30
	広島中央環境衛生組合	事務局次長 会計管理者 次長 調整監 課長	R6. 4. 8
内部管理	広島県市町総合事務組合	事務局次長 会計管理者	H21. 5. 28
その他	広島中部台地土地改良施設管理組合	会計管理者 課長	H22. 4. 30

(広域連合)

広域連合名	管 理 職 員 等	改正年月日
広島県後期高齢者医療広域連合	議会事務局次長 事務局次長 事務局次長 課長 (会計課長を含む) 会計管理者 選挙管理委員会事務局次長 監査事務局次長	H20. 6. 5

4 労働基準監督機関としての職権行使

職員の勤務条件に関する労働基準監督機関の職権は、地方公務員法第58条第5項の規定により、労働基準法別表第1第11号、第12号及び官公署の事業（同表に掲げる事業を除く。）に該当する事業所に対しては、人事委員会が行うこととなっている。

労働基準法別表第1による県の事業所の号別区分及び労働基準監督機関としての職権行使の状況は、次のとおりである。

労働基準法別表第1による号別区分（県関係分のみ）

（令和7年3月31日）

労基法別表第1各号	事業内容	該当事業所	監督機関
1号	物の製造、改造、加工、修理、洗浄、選別、包装、装飾、仕上げ、販売のためにする仕立て、破壊若しくは解体又は材料の変造の事業		労働基準監督署
2号	鉱業、石切り業その他土石又は鉱物採取の事業		労働基準監督署
3号	土木、建築その他工作物の建設、改造、保存、修理、変更、破壊、解体又はその準備の事業		労働基準監督署
4号	道路、鉄道、軌道、索道、船舶又は航空機による旅客又は貨物の運送の事業		労働基準監督署
5号	ドック、船舶、岸壁、波止場、停車場又は倉庫における貨物の取扱いの事業		労働基準監督署
6号	土地の耕作若しくは開墾又は植物の栽植、栽培、採取若しくは伐採の事業その他農林の事業		労働基準監督署
7号	動物の飼育又は水産動植物の採捕若しくは養殖の事業その他の畜産、養蚕又は水産の事業		労働基準監督署
8号	物品の販売、配給、保管若しくは賃貸又は理容の事業		労働基準監督署
9号	金融、保険、媒介、周旋、集金、案内又は広告の事業	大阪事務所	労働基準監督署

労基法 別表第1 各号	事業内容	該当事業所	監督機関
10号	映画の製作又は映写、演劇その他興行の事業		労働基準 監督署
11号	郵便、信書便又は電気通信の事業		人 委 員 会
12号	教育、研究又は調査の事業	消防学校 文書館 自治総合研修センター 総合技術研究所のセンター 美術館 看護専門学校 高等技術専門校（広島高等技術専門校を除く） 広島高等技術専門校・広島技術短期大学校 広島障害者職業能力開発校 農業技術大学校 教育センター 三次高等学校・三次中学校 広島高等学校・広島中学校 広島叡智学園高等学校・広島叡智学園中学校 高等学校（三次高等学校、広島高等学校及び広島叡智学園高等学校を除く） 特別支援学校（寄宿舎を除く） 図書館 少年自然の家 生涯学習センター 埋蔵文化財センター みよし風土記の丘 歴史民俗資料館 歴史博物館 警察学校	人 委 員 会
13号	病者又は虚弱者の治療、看護その他保健衛生の事業	厚生環境事務所・保健所（支所を除く） 厚生環境事務所支所・保健所支所 こども家庭センター一時保護課 広島学園 総合精神保健福祉センター 食肉衛生検査所 動物愛護センター 特別支援学校の寄宿舎	労働基準 監督署
14号	旅館、料理店、飲食店、接客業又は娯楽場の事業		労働基準 監督署
15号	焼却、清掃又はと畜場の事業		労働基準 監督署
前各号に該当しない官公署の事業		本庁 総務事務所（支所を除く） 総務事務所支所 東京事務所 県税事務所（分室を除く） 県税事務所分室 総合技術研究所企画部 縮景園 こども家庭センター（一時保護課を除く） 身体障害者更生相談所 農林水産事務所（事業所を除く） 農林水産事務所事業所 畜産事務所・家畜保健衛生所 農業技術指導所・病虫害防除所 建設事務所（支所を除く） 建設事務所支所 広島港湾振興事務所 議会事務局 教育委員会事務局（教職員課分室を除く） 教職員課分室 教育事務所（支所を除く） 教育事務所支所 警察本部 警察署 選挙管理委員会事務局 監査委員事務局 人事委員会事務局 労働委員会事務局 海区漁業調整委員会事務局 内水面漁場管理委員会事務局	人 委 員 会

労働基準監督機関としての職権行使の状況

(令和6年度)

区 分	知事部局	教育委員会	警察本部	計
時間外労働・休日労働に関する協定届	19件	101件	1件	121件
断続的な宿直又は日直勤務許可	0	0	5	5
衛生管理者選任報告	11	39	13	63
産業医選任報告	7	0	0	7
ボイラー性能検査	1	2	0	3
第一種圧力容器性能検査	4	1	0	5
ボイラー・第一種圧力容器の休止報告	0	5	0	5
ボイラー・第一種圧力容器検査証の返還	0	0	0	0
ゴンドラの性能検査	0	0	0	0
ゴンドラの休止報告	3	0	0	3
クレーンの性能検査	0	0	0	0
クレーンの休止報告	0	0	0	0
クレーン検査証の書替・再交付	0	0	0	0
機械等設置届等	1	0	0	1
有機溶剤中毒予防規則一部適用除外認定	0	0	0	0